大洲農業高校畜産科教棟屋上防水改修工事設計図

図面番号	図面名称	縮尺	図面番号	図面名称	縮尺
Ａ－０１	建築改修工事特記仕様書（1）	－	Ａ－１０	【参考図】１・２階平面図	S=1:200
Ａ－０２	建築改修工事特記仕様書（2）	－	Ａ－１１	【参考図】立面図	S=1:200
Ａ－０３	建築改修工事特記仕様書（3）	－	Ａ－１２	【改修前】屋上階平面図・屋上部分断面図	S=1:50･200
Ａ－０４	建築改修工事特記仕様書 追補（その1）	－	Ａ－１３	【改修後】屋上階平面図・屋上部分断面図	S=1:50･200
Ａ－０５	分別解体仕様書（1）	－	Ａ－１４	【改修前･改修後】屋上部分詳細図	S=1:5
Ａ－０６	分別解体仕様書（2）	－	Ａ－１５	【改修前】２階天井伏図	S=1:150
Ａ－０７	石綿解体標準仕様書（1）	－	Ａ－１６	【改修後】２階天井伏図	S=1:150
Ａ－０８	石綿解体標準仕様書（2）	－	Ａ－１７	【改修前･改修後】天井部分詳細図	S=1:50
Ａ－０９	付近見取図・敷地配置図	S=1:800			

一級建築士大臣登録　第188991号　松岡　邦吉

改修工事仕様書

１．工事概要

１．工事場所：愛媛県大洲市東大洲１５番地１

２．敷地面積：２９，１５３　㎡

３．工事種目：防水改修

２．建築工事仕様（令和７年改正）

１．共通仕様
図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和７年度版）（以下「改修標準仕様書」という）による。ただし、改修標準仕様書に規定されている項目以外は国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和７年版）」（以下「標準仕様書」という）による。

２．特記仕様
（1）項目は、番号に○印の付いたものを適用する
（2）特記事項は、○印の付いたものを適用する
　⊙印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する
　⊙印と◎印の付いた場合は、共に適用する
（3）項目に記載の［　］内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図及び当該表を示す。
　（　）内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図及び当該表を示す。
（4）材料及び製造所等の記載は順不同である

３．特記付加事項

承諾事項
⊙実施工程表　⊙工請業者名簿（主要材料共）○原寸図（矩計、サッシ等）及び施工図　・加工図　・レディミクストコンクリート等調合表
・木材明細書　・アスファルト配合設計報告書　◎仮設工事計画図（仮設建物）○その他監督員の指示するもの
試験報告書
・鉄筋　・レディミクスコンクリート　・鋼材　⊙その他監督員の指示するもの
工事報告
⊙日報又は工事日誌

章		項　目	特　記　事　項
1 改修一般共通事項	①	適用基準等	※建築工事標準詳細図　国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修（令和７年版）（以下「標準詳細図」という） 工事成績評定の対象　※対象とする　・対象としない
	②	工事実績情報の登録［1.1.4］	⊙適用する　請負工事金額が５００万円以上が対象 工事実績情報として「工事カルテ」を作成し、監督員に提出し確認を受けた後に（一財）日本建設情報総合センター（ＪＡＣＩＣ）に登録するとともに、同センター発行の「登録内容確認書」の写しを監督員に提出するものとする。
	③	関係法令等の順守［1.1.13］	⊙（建設副産物の適正処理） 副産物の適正処理に努めなければならない。 ・騒音規制法（第　　号区域） ・振動規制法（第　　号区域） ※騒音規制法第１４条第１項（第２項）、振動規制法第１４条第１項、愛媛県公害防止条例第６９条の規定による提出を行うこと。 ※低騒音型・低振動型・排出ガス対策型建設機械を選択使用すること。 ※工事車両について、作業停止時におけるアイドリングストップを徹底すること。 ※工事車両について、学校内及び周辺道路の通行時における徐行運転を徹底すること。
	④	施工計画書［1.2.2］	工事の着手に先立ち、工事全般に関する総合的な計画をまとめた施工計画書（総合施工計画書）を作成し、監督員に提出する。品質計画、施工の具体的な計画並びに一工程の施工の確認内容及びその確認を行う段階を定めた施工計画書（工種別施工計画書）を、工事の施工に先立ち作成し、監督員に提出する。 施工計画書の内容を変更する必要が生じた場合は、監督員の承諾を受けるとともに、施工等に支障がないよう適切な処置を講ずる。
	⑤	適正な施工体制の確保	1（作業員の雇用確認） （1）受注者は、当該工事において作業を行う全ての作業員を記載した「現場作業員名簿」を作成するとともに、現場に備え付けなければならない。 （2）受注者は、監督員等が作業員の本人確認のために行う氏名等の確認作業について、作業員に事前の周知を行うとともに、これに協力しなければならない。 （3）受注者は、上記（1）、（2）に定める「現場作業員名簿」による作業員の雇用確認の際に、「現場作業員名簿」に記載のない作業員が現場で作業を行っていた場合は、その理由を説明しなければならない。なお、その作業員と受注者又は下請負者が雇用関係にある場合は、ただちに雇用関係を証明するための書類（雇用関係証明書）を作成するとともに、発注者に提出しなければならない。 2（施工体系図） （1）受注者は、建設業法施行規則（昭和２４年建設省令第１４号）第１４条の６に定める、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成しなければならない。ただし、施工計画書の提出が省略されている工事については、作成を省略することができる。 （2）受注者は、上記（1）に定める施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、発注者に提出しなければならない。 （3）受注者は、施工体系図に変更が生じた場合は、その都度施工体系図を変更し、上記（1）、（2）の規定により工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、すみやかに発注者に提出しなければならない。 （4）受注者は、工事完成後、全ての精算下請負代金額を記載した施工体系図に最終の下請契約書の写しを添付して発注者に提出しなければならない。 3（名札等の着用） 受注者は、現場代理人及び自社を含む当該工事に係る請負契約を締結している建設業者（２次下請以降を含む全ての下請負者）の主任（監理）技術者に、氏名及び会社名の入った名札等を着用させなければならない。ただし、名札の着用により作業に支障をきたすおそれがある場合は、着衣への縫込又はヘルメットへのシール貼付等の他の方法によることができる。 4（主任技術者又は監理技術者の専任） 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資材機器の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 なお、現場施工に着手する日については、特別の事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降３０日以内としなければならない。
	⑥	工事の記録等［1.2.4］	工事施工状況写真の撮影対象，撮影時期及び撮影要領は、営繕工事写真撮影要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部）による。なお、営繕工事写真撮影要領による工事写真撮影ガイドブック（建築工事編及び躯体工事編）を併せて参照することが望ましい。
	7	電気保安技術者［1.3.3］	・適用する
	⑧	施工条件［1.3.5］	施工時間帯　※指定なし　・指定あり（　　） 部位別の施工順序　※指定なし　・指定あり（　　） 工事車両用駐車場　※指定なし　・指定あり（　　） 資機材の置場所　※指定なし　・指定あり（　　） 工事着手後、本工事において設計図書に記載されていない通常の施工条件として発注者及び受注者が想定できない制約等が生じた場合は、発注者及び受注者双方で協議のうえ、必要に応じて工期の延長や設計変更等により対応する。
	⑨	施工中の安全確保及び環境保全	建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事等編）及び建築工事安全施工技術指針を参考に、工事安全計画書を監督員に提出する。 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事等編）に基づき設置する「工事標示板」及び車両交通対策又は歩行者対策を行う際に用いる「工事用バリケード」は木製とする。
	⑩	火災保険等	適用範囲　監督員と協議のこと 保険の種類　○火災保険　⊙建設工事保険　・組立保険 保険期間　⊙工事着手から工事目的物引き渡しまで　・
	⑪	建築材料等	本工事に使用する材料等は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとし、その材料にＪＩＳ又はＪＡＳのマークの表示のある場合を除いて監督員の承諾を受ける。なお、品質・性能等の欄に「追補による」と記載された材料を使用する場合は、設計図書に定める品質を有することの証明となる資料等を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。ただし、同等のものとする場合は、監督員の承諾を受ける。 ・木材は県産材を使用すること。
	12	室内空気汚染（揮発性有機化合物）対策	監督員と協議した対象室の揮発性有機化合物の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督員に報告する。
	13	特別な材料の工法	改修標準仕様書及び標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については材料製造所の指定する工法とする。
	⑭	石綿含有建材の事前調査［1.5.1］	石綿含有建材（みなし建材を含む。）　⊙有（　　）　・なし 石綿含有分析調査　・本工事　・別途 あらかじめ、設計図書、石綿含有建材の調査報告書等による書面調査及び現地での目視調査を実施し、調査結果を取りまとめ、監督職員に提出するとともに、その写しを工事現場に備え置くこと。 （隠蔽部等については、調査可能となる時期に適切に対応すること。） また、関係法令等に基づき官公署へ報告を行うこと。 併せて、事前調査及び分析調査は、それぞれ厚生労働大臣が定めるものが行うこと。 なお、調査の結果、設計図書と異なる場合は、監督員と協議すること。 分析方法　※ＪＩＳ Ａ １４８１「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」による

材料名	定性分析	定量分析
	・（試料数：　）	・（試料数：　）
	・（試料数：　）	・（試料数：　）

採取箇所は監督員と協議すること。

15	施工数量調査［1.6.2］	調査項目　・防水改修　・外壁改修 調査範囲　図示 調査方法　※テストハンマーによる打診及び目視　・図示 外壁調査は、外壁改修フローに対する外壁面のひび割れ、浮き、欠損部、内部まで貫通したひび割れ及び雨漏りの有無についての位置及び数量（幅、長さ、面積）の調査を行う。 また、その報告書は、結果を立面図等に記載し集計表を添えて監督員に２部提出する。（必要に応じ写真等を添付する）
16	調査のための破壊部分の補修［1.6.3］	既存部分の破壊を行った場合の補修方法　※図示
17	技能士［1.7.2］	・適用する　・適用しない

工事種別	技能検定職種	技能検定作業
・仮設工事	・とび	・とび作業
⊙防水改修工事	⊙防水施工	・アスファルト防水工事作業　・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業　・合成ゴム系シート防水工事作業 ⊙塩化ビニル系シート防水工事作業　・セメント系防水工事作業 ・シーリング防水工事作業 ・ＦＲＰ防水工事作業
	・建築板金	・内外装板金作業
	・スレート施工	・スレート工事作業
・外壁改修工事	・樹脂接着剤注入施工	・樹脂接着剤注入工事作業
	・左官	・左官作業
	・タイル張り	・タイル張り作業
・建具改修工事	・サッシ施工	・ビル用サッシ施工作業
	・ガラス施工	・ガラス工事作業
	・自動ドア施工	・自動ドア施工作業
	・建築大工	・大工工事作業
	・内装仕上施工	・鋼製下地工事作業
・内装改修工事	・建築板金	・内外装板金作業
	・内装仕上施工	・ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ系床仕上工事作業　・ﾀｰﾍﾟｯﾄ系床仕上作業 ・ボード仕上工事作業
	・表装 ・左官 ・タイル張り	・壁装作業 ・左官作業 ・タイル張り作業
・塗装改修工事	・塗装	・建築塗装作業
・耐震改修工事	・鉄筋施工	・鉄筋組立作業
	・型枠施工	・型枠工事作業
	・ｺﾝｸﾘｰﾄ圧送施工	・コンクリート圧送工事作業
	・鉄工	・構造物鉄工作業
	・とび	・とび作業
・環境配慮改修工事	・配管	・建築配管作業
	・路面表示施工	・油軟ﾍﾞｲﾝﾄﾎﾞﾘﾏｰ･ﾎﾞｰﾄ工事作業　・加熱ﾍﾞｲﾝﾄﾎﾞﾘﾏｰ･ﾎﾞｰﾄ工事作業
	・造園	・造園工事作業

18	中間検査	ただし、上記により難い場合は、監督員と協議のうえ、適用する工事種目を決定することとする。 愛媛県工事検査規則に基づき発注者が中間検査を行う場合は、受注者はこれを受けなければならない。 この場合において、受注者又は現場代理人及び主任技術者、監理技術者又は専門技術者が職場するものとする。
19	完成写真	下記のものを監督員に提出する

分類・規格	撮影箇所数	提出部数	原版の大きさ（mm）
カラー　・キャビネ版	箇所	部	・１００Ｘ１２５以上
（原版共）　※サービス版	箇所	２部	※　２４Ｘ　３６以上

完成写真等の撮影者　※監督員の承諾する撮影者　　・監督員の承諾する撮影業者
上記のほか、監督職員指示の箇所をデジタルカメラにて撮影し、ＣＤ－Ｒにて提出すること。
画像形式等　フォーマット：ＪＰＥＧ　画質：標準　画像サイズ：１０２４Ｘ７６８ピクセル程度

20	完成時の提出図書［1.9.1～3］	※完成図等（作成範囲　・配置図　・平面図　・立面図　・断面図　・仕上表） （作成方法「愛媛県工事完成図書の電子納品要領（https://www.pref.ehime.jp/page/8103.html）」参照） ※施工図及び完成図は、２折製本１部を提出する。 ※保全に関する資料　（提出部数　※１部　・　部） ・デジタルカメラで撮影された工事写真（データ提出）構造上主要な箇所全ての工事写真を含む ただし、完成写真、着工前写真及び監督員が指示する写真については、紙成果品を併せて納品すること。
21 22 23	施工図及び施工計画書 設備工事との取合い 耐荷重及び耐外力	提出した施工図及び施工計画書の著作に係る当該建物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。 設備機器の位置、取り合い等が検討できる施工図を提出して、監督員の承諾を受ける。 建築基準法に基づき定められた区分等 ※基準風速　Ｖｏ＝３４ ｍ／ｓ ※地表面粗さ区分　・１　・２　・３　・４　平均速度圧　　Ｎ／ｍ２ ・積雪区分　告示１４５５号　別表（　　）
24	撤去部分	コンクリート、モルタル等の撤去部分の項目は、原則としてダイヤモンドカッター切りとする。

2 仮設工事

1	足場等［2.2.1］	内部足場の種別　・脚立、足場板等　・ 外部足場の設置　⊙図示　・ 外部足場の防護シート等による養生　※行う　・行わない 材料、撤去材等の運搬方法　・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　・Ｅ種 ※　足場を設ける場合は「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省　基発第０４２４００１号　令和５年１２月２６日）により「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とすること。 ※　枠組足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の２の（２）手すり設置方式又は（３）手すり先行専用足場方式により行うこと。 ※　足場等については、労働安全衛生規則を遵守するとともに、墜落防止措置、物体の落下防止措置及び安全点検を行うこと。 ※　屋根工事及び小屋組みの建方工事における墜落事故防止対策は、ＪＩＳ　Ａ　８９７１（屋根工事用足場及び施工方法）の施工標準に基づく足場及び装備機材を設置する。

3 防水改修工事

2	既存部分の養生［2.3.1］	養生方法　※ビニルシート等による ・固定された家具（備品，机，ロッカー等）の移動　※行う（図示） ・既存部分における既存家具等の養生　※ビニルシート等による ・既存ブラインド、カーテン等の養生　　養生方法　取外資再取付　・ 保管場所　構内既存施設内　・
3	仮設間仕切り［2.3.2］	仮設間仕切り等の種別

種別	下地	仕上材（厚さ　ｍｍ）	充填材	塗装
・Ａ種	・木下地 ※軽量鉄骨	※せっこうボード　（※9.5　・　） ・合板　（※9.5　・　）	厚さ　ｍｍ	・片面 ※無し
・Ｂ種	・木下地 ※軽量鉄骨	※せっこうボード　（※9.5　・　） ・合板　（※9.5　・　）		・片面 ※無し
※Ｃ種	単管下地	防災シート		
仮設扉	※木製扉 ・鋼製扉	※合板張り程度 ※片面フラッシュ程度		※無し ・有り

4	監督員事務所等［2.4.1］	※設けない ・設ける ・既存建物内の一部を使用する（場所　　） ・構内に新設する　規模（・１号　・２号　・３号　・４号　・　㎡）
⑤	工事用水	構内既存の施設　※利用できる（※有償　・無償）　・利用できない
⑥	工事用電力	構内既存の施設　※利用できる（※有償　・無償）　・利用できない
①	既存防水層等の処理［3.1.4］［3.2.3～4］［3.2.6］	既存保護層の撤去　・行う（範囲　・図示　・　） 既存防水層の撤去　⊙行う（範囲　⊙図示　・　） 立上り部の既存防水層撤去　・行う（・POS　・POSI） 既存露出防水層表面の仕上げ除去 ・行う（・M4AS　・M4ASI　・M4C　・M4DI　・L4X）　・行わない
2	既存防水層の下地補修［3.2.2］［3.2.6］	アスファルト補修の材料　※ＪＩＳ　Ｋ　２２０７による３種　・ 既存下地の補修箇所、範囲、数量等　※図示
3	アスファルト防水［3.3.2～3］	押え金物　※アルミニウム製　Ｌ＝３０Ｘ１５Ｘ２.０（ｍｍ）程度 屋根保護防水

［表3．1．1、表3．3．3～6］

工法	種別	施工箇所	断熱材	絶縁用シート	立上り部の保護
・P2A	・A－1 ※A－2 ・A－3			※ポリエチレンフィルム厚0.15ｍｍ以上	・乾式保護材 ・れんが押え ・ｺﾝｸﾘｰﾄ押え ・モルタル押え （屋内） （乾式保護材の品質・性能等は追補、又は評価名簿による）
・P1B	・B－1 ※B－2 ・B－3				
・P2AI	・AI－1 ※AI－2 ・AI－3		（材質）ＪＩＳ Ａ ９５２１による発泡法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ断熱3種Ａ（24）厚さ5	※フラットヤーンクロス　70ｇ/m2程度	
・P1BI	・BI－1 ※BI－2		（厚さ）・		

4	保護層等の施工［3.3.5］	コンクリート仕上がりの平たんさ　※ａ種　・ｂ種　・ｃ種 屋根露出防水		

［表3．1．1、表3．3．7～9］

工法	種別	施工箇所	断熱材	備考
・M4C	・C－1 ※C－2 ・C－3 ・C－4			
・M3D ・P0D	・D－1 ※D－2 ・D－3 ・D－4			二重ドレン　・設ける　・設けない 仕上塗料塗り・行う　・設けない 脱気装置　・設ける　・設けない
・P0DI ・M3DI ・M4DI	・DI－1 ※DI－2		（材質）ＪＩＳ Ａ ９５２１に基づく発泡ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ断熱材ＩＳＯ Ａ ９５２１による硬質ﾌｪﾉｰﾙﾌｫｰﾑ断熱材1種1号若しくは2号で透湿係数を除く規格に適合するもの（厚さ）・	二重ドレン　・設ける　・設けない 仕上塗料塗り・行う　・設けない 脱気装置　・設ける　・設けない

粘着層付き改質アスファルトルーフィング	※非露出複層防水用　Ｒ種　厚さ（　　）ｍｍ		
改質アスファルトルーフィングシート	※露出単層防水用　Ｒ種　厚さ（　　）ｍｍ		

仕上げ塗料　種類及び使用量　・製造所仕様による
仕上色　・シルバー　・カラー
脱気装置　材質　※ルーフィング製造所の仕様
設置場所　・平面部　・立上り部
設置数量　※ルーフィング製造所の仕様

屋内防水

工法	種別	施工箇所	備考
・P1E ・P2E	・E－1 ※E－2		保護層　・設ける　・設けない

［表3．1．1、表3．4．1～3］

工法	種別	施工箇所	材質		厚さ(mm)	備考
・M4AS	・AS－T1		下層用	※非露出複層防水用　Ｒ種 ・		
			上層用	※露出複層防水用　Ｒ種 ・		
	・AS－T2		※露出単層防水用　Ｒ種 ・			
	・AS－J2		※露出単層防水用　Ｒ種 ・			
・M3AS ・P0AS	・AS－T3		下層用	※非露出複層防水用　Ｒ種 ・		脱気装置 ・設ける ・設けない 二重ドレン ・設ける ・設けない
			上層用	※露出複層防水用　Ｒ種 ・		
	・AS－T4		※露出単層防水用　Ｒ種 ・			
	・AS－J1		下層用	※非露出複層防水用　Ｒ種 ・		
			上層用	※露出複層防水用　Ｒ種 ・		
	・AS－J3		※露出単層防水用　Ｒ種 ・			
・M3ASI ・M4ASI ・P0ASI	・ASI－T1		下層用	※非露出複層防水用　Ｒ種 ・	※2.0以上 粘着層付シート	脱気装置 ・設ける ・設けない 二重ドレン
			上層用	※露出複層防水用　Ｒ種 ・		
	・ASI－J1		下層用	※非露出複層防水用　Ｒ種 ・	粘着層付シート	
			上層用	※露出複層防水用　Ｒ種 ・		

下地に部分的に溶着又は接着させる場合　・トーチ工法　・常温（粘着）工法
仕上げ塗料　種類及び使用量　・製造所仕様による
仕上色　・シルバー　・カラー
脱気装置　材質　※ルーフィング製造所の仕様
設置場所　・平面部　・立上り部
設置数量　※ルーフィング製造所の仕様

5	改質アスファルトシート防水［3.4.2～4］		
6	合成高分子系ルーフィングシート防水［3.5.2～4］		

［表3．1．1、表3．5．1～2］

工法	種別	施工箇所	厚さ（mm）	分類	仕上塗料	備考
・P0S ・S4S	・S－F1		※1.2・	※非歩行 ・軽歩行	・カラー ・シルバー	脱気装置 ・設ける ・設けない 二重ドレン ・設ける ・設けない
	・S－F2		※1.5・ ・2.0（軽歩行）			
	・S－M1		※1.5・			
	・S－M2		※1.5・ ・2.0（軽歩行）			
・S3S	・S－F1		※1.2・	※非歩行 ・軽歩行	・カラー ・シルバー	脱気装置 ・設ける ・設けない
	・S－F2		※1.5・ ・2.0（軽歩行）			
⊙M4S	・S－M1		※1.5・	※非歩行 ・軽歩行	・カラー ⊙シルバー	脱気装置 ○設ける ・設けない
	⊙S－M2		※1.5・ ・2.0（軽歩行）			
・P0SI ・S3SI ・S4SI	・S－F1		※1.2・	※非歩行 ・軽歩行	・カラー ・シルバー	脱気装置 ・設ける ・設けない 二重ドレン ・設ける ・設けない
	・S－F2		※1.5・ ・2.0（軽歩行）			
・M4SI	・S－M1		※1.5・			
	・S－M2		※1.5・ ・2.0（軽歩行）			

絶縁用シート及び可塑剤移行防止用シート　材質　　※発泡ポリエチレンシート
断熱材　・機械的固定工法
　ＪＩＳ　Ａ　９５２１に基づく発泡プラスチック断熱材　種類（　　）　厚さ（　　）
　・接着工法
　ＪＩＳ　Ａ　９５２１に基づく発泡プラスチック断熱材　種類（　　）　厚さ（　　）
仕上げ塗料　種類及び使用量　・製造所仕様による
脱気装置　材質　※ルーフィング製造所の仕様
　設置場所　・平面部　・立上り部
　設置数量　※ルーフィング製造所の仕様
既存防水層下地がＰＣコンクリート部材の場合
　目地処理　・行う（工法　　）　・行わない
　増張り　・行う（Ｓ－Ｆ１及びＳＩ－Ｆ１の場合）　・行わない
機械的固定工法の場合の一般的ルーフィングシートの貼付け
　建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する。
　建築基準法に基づき定められた区分は、１章一般共通事項　２１耐荷重及び耐外力による
屋内防水（ＰＩＳＩ工法）　保護モルタル塗厚（　　）

7	塗膜防水［3.6.2～4］			

［表3．1．1、表3．6．1～2］

工法	種別	施工箇所	仕上塗料	備考
・P0X	・絶縁工法 ・密着工法		・カラー ・シルバー	脱気装置 ・設ける　・設けない
・L4X	・絶縁工法 ※密着工法		・カラー ・シルバー	二重ドレン ・設ける　・設けない
・P1Y	※Ｙ－２			保護層　・ｺﾝｸﾘｰﾄ　・ﾓﾙﾀﾙ
・P2Y	※Ｙ－２			保護層　・ｺﾝｸﾘｰﾄ　・ﾓﾙﾀﾙ

仕上げ塗料　種類及び使用量　・製造所仕様による
脱気装置　材質　※主材料製造所の仕様
　設置場所　・平面部　・立上り部
　設置数量　※主材料製造所の仕様

8	シーリング［3.7.2～8］	シーリング材　目地寸法（　　） 改修工法の種類 ・シーリング充填工法　・シーリング再充填工法 ・拡幅シーリング再充填工法　・ブリッジ工法 種類及び施工箇所　図示（図示以外は改修標準仕様書表３．７．１） シーリング面への仕上塗材仕上げ等　・あり（※図示）　・なし ブリッジ工法　ボンドブレーカー張り　・適用する エッジシング材張り　・適用する 接着性試験　※簡易接着性試験　・引張接着性試験（部位：　　）
9	といの［3.8.2～3］	といの材質 ・配管用鋼管　・硬質ポリ塩化ビニル管（・VP　・RF－VP）　・ ルーフドレン（ＪＩＣＷ ３０１）　（製造所　評価名簿による）

種別	施工箇所
⊙ろく屋根用　⊙型型　・横型）	屋上
・バルコニー用	
・バルコニー中庭用	

縦樋受金物の取付け	※改修標準仕様書表３．８．２による		
鋼管製といの防露巻き	※改修標準仕様書表３．８．４による		
既存のといその他の撤去、降雨等に対する養生方法	※改修標準仕様書３．１．３（５）による		
10	鋼管製といの防露巻工法等の処理［3.8.3］	防露部　ステンレス（ＳＵＳ３０４、厚さ０．２ｍｍ）で被覆する。 高さ（ｍｍ）　床　　※巾木の高さに合わせる 天井　※３０ 防露を行わない場合　ステンレス製シーリングプレートを取り付ける（床、天井共）	
⑪	アルミニウム製笠木［3.9.2～3］	種類　⊙２２５形　・２５０形　・３００形　・３５０形　・１００形 板厚（ｍｍ）　※２．０　・ 役物　・適用する 表面処理　※Ａ－１種又はＢ－１種　・Ｂ－２（・ﾌｯﾏﾞ・・ﾌﾟﾛﾋﾟｵﾝﾌﾞ・ﾌﾟﾗｯﾄ系・ｴﾚﾌｧﾝｽﾀｲﾙ） 工法 既存笠木等の撤去　⊙行う　（範囲　※図示（一時撤去再取付）　・　） 下地補修の工法　※図示　・ 板材折曲げ形の笠木の取付方法　※図示　・ 笠木の固定金具の工法 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する。 建築基準法に基づき定められた区分は、１章一般共通事項　２１耐荷重及び耐外力による

4-1 外壁改修工事（コンクリート打放し仕上げ外壁）

1	ひび割れ部改修工法［4.2.4～7］	※樹脂注入工法

種類	ひび割れ幅（ｍｍ）	注入口間隔（ｍｍ）	注入量（ml/m）
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	０.２以上～０.４未満	２００～３００	※　・
・手動式エポキシ樹脂注入工法	０.２以上～０.３未満	５０～１００	※　４０　・
・機械式エポキシ樹脂注入工法	０.３以上～０.５未満	１００～２００	※　７０　・
	０.５以上～１.０未満	１５０～２５０	※１３０　・

コア抜取り検査	・行う（抜取り部分の補修方法　ポリマーセメントモルタル充填） ※行わない		
・Ｕカットシール充填工法 カット部充填材 ・可とう性エポキシ樹脂（品質・性能等　追補による、製造所　評価名簿による） ・シーリング材料（※１成分形又は２成分形ポリウレタン系　・　　） シーリング材のうえにポリマーセメントモルタル充填　※行う　・行わない ・シール工法 ひび割れ部シール材　・パテ状エポキシ樹脂　・可とう性エポキシ樹脂 （品質・性能等　追補による、製造所　評価名簿による）			
2	欠損部改修工法［4.2.4］［4.2.8］	充填工法 充填材料　・ポリマーセメントモルタル　・エポキシ樹脂モルタル （品質・性能等　追補による、製造所　評価名簿による）	

一級建築士大臣登録　第188991号　松岡　邦吉

4-2 外壁改修工事（モルタル塗り仕上げ外壁）

1 ひび割れ部改修工法
[4.3.2]
[4.3.5～8]

モルタルの撤去　・行う（撤去後の補修　・充填工法　・モルタル塗替え工法）　※行わない
※樹脂注入工法

種類	ひび割れ幅（mm）	注入口間隔（mm）	注入量（ml/m）
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～1.0未満	200～300	※　・
・手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～0.3未満	50～100	※　40　・
・機械式エポキシ樹脂注入工法	0.3以上～0.5未満	100～200	※　70　・
	0.5以上～1.0未満	150～250	※130　・

コア抜取り検査　・行う（抜取り部分の補修方法　ポリマーセメントモルタル充填）
※行わない
・Uカットシール充填工法
カット部充填材
・可とう性エポキシ樹脂（品質・性能等　追補による、製造所　評価名簿による）
・シーリング材料（※1成分形又は2成分形ポリウレタン系　・　　）
シーリング材のうえにポリマーセメントモルタル充填　※行う　・行わない
・シール工法
ひび割れシール材　・パテ状エポキシ樹脂　・可とう性エポキシ樹脂
（品質・性能等　追補による、製造所　評価名簿による）

2 欠損部改修工法
[4.3.3][4.3.5]
[4.3.9～10]

※充填工法（モルタル撤去部の面積が0.25m2/箇所程度以下の場合）
充填材料　・ポリマーセメントモルタル　・エポキシ樹脂モルタル
（品質・性能等　追補による、製造所　評価名簿による）
・モルタル塗替え工法
既成目地材　・使用する（形状　　）
仕上げ厚又は全塗り厚が25mmを超える場合の処置　※図示　・
吸水調整材（品質・性能等　追補による、製造所　評価名簿による）

3 浮き部改修工法
[4.3.4～5]
[4.3.9～16]

・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法（・注入口付）
アンカーピン固定用樹脂材料（アンカーピン部共通）
建築補修用注入エポキシ樹脂（JIS　A6024）による硬質形で高粘度形
注入口付アンカーピン用樹脂材料（アンカーピン部共通）
建築補修用注入エポキシ樹脂（JIS　A6024）による硬質形で中粘度形又は高粘度形
・アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法（・注入口付）
注入材料　建築補修用注入エポキシ樹脂（JIS　A6024）による硬質形で低粘度形又は中粘度形
・アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法（・注入口付）
注入材料　ポリマーセメントスラリー（品質・性能等　追補による、製造所　評価名簿による）
・モルタル塗替え工法
既成目地材　・使用する（形状　　）
仕上げ厚又は全塗り厚が25mmを超える場合の処置　※図示　・
吸水調整材（品質・性能等　追補による、製造所　評価名簿による）

4 外壁複合改修工法

平成7年度建設省告示第1860号による「外壁複合改修構工法の開発」において、建設大臣の技術評価を取得した工法とする。

4-3 外壁改修工事（タイル張り仕上げ外壁）

1 ひび割れ部改修工法
[4.4.2]
[4.4.5～8]

タイルの撤去　・行う（撤去後の補修　・タイル部分張替え工法　・　　）
・行わない
※樹脂注入工法

種類	ひび割れ幅（mm）	注入口間隔（mm）	注入量（ml/m）
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～1.0未満	200～300	※　・
・手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～0.3未満	50～100	※　40　・
・機械式エポキシ樹脂注入工法	0.3以上～0.5未満	100～200	※　70　・
	0.5以上～1.0未満	150～250	※130　・

コア抜取り検査　・行う（抜取り部分の補修方法　ポリマーセメントモルタル充填）
※行わない
・Uカットシール充填工法
カット部充填材
・可とう性エポキシ樹脂（品質・性能等　追補による、製造所　評価名簿による）
・シーリング材料（※1成分形又は2成分形ポリウレタン系　・　　）
シーリング材のうえにポリマーセメントモルタル充填　※行う　・行わない

2 欠損部改修工法
[4.4.3]
[4.4.5～8]

・タイル部分張替え工法
（既存下地モルタルを撤去せず、張替え部の面積が0.25m2/箇所程度以下の場合）
張替え部の面積が0.25m2/箇所を超える場合　・適用する　・適用しない
張付け用材料　※ポリマーセメントモルタル　・変成シリコーン樹脂
・タイル張替え工法
張付け用材料
既調合モルタル（張付けに使用する場合）（品質・性能等　追補による、製造所　評価名簿による）
タイル張りの工法
外装タイル　・密着張り　・改良圧着張り
ユニットタイル　・マスク張り　・モザイクタイル張り
伸縮調整目地及び、ひび割れ誘発目地
位置　※改修標準仕様書表4.4.2による　・図示

3 浮き部改修工法
[4.4.4～5]
[4.4.7～16]

・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法（・注入口付）
アンカーピン固定用樹脂材料（アンカーピン部共通）
建築補修用注入エポキシ樹脂（JIS　A6024）による硬質形で高粘度形
注入口付アンカーピン用樹脂材料（アンカーピン部共通）
建築補修用注入エポキシ樹脂（JIS　A6024）による硬質形で中粘度形又は高粘度形
・アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法（・注入口付）
注入材料　建築補修用注入エポキシ樹脂（JIS　A6024）による硬質形で低粘度形又は中粘度形
・アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法（・注入口付）
注入材料　ポリマーセメントスラリー（品質・性能等　追補による、製造所　評価名簿による）
・注入口付アンカーピンニングエポキシ樹脂注入タイル固定工法
注入口付アンカーピン本数　・
・タイル部分張替え工法
（既存下地モルタルを撤去せず、張替え部の面積が0.25m2/箇所程度以下の場合）
張替え部の面積が0.25m2/箇所を超える場合　・適用する　・適用しない
張付け用材料　※ポリマーセメントモルタル　・変成シリコーン樹脂
・タイル張替え工法
張付け用材料
既調合モルタル（張付けに使用する場合）（品質・性能等　追補による、製造所　評価名簿による）
タイル張りの工法
外装タイル　・密着張り　・改良圧着張り
ユニットタイル　・マスク張り　・モザイクタイル張り
伸縮調整目地及び、ひび割れ誘発目地
位置　※改修標準仕様書表4.4.2による　・図示

タイルの形状、寸法、きじの質等

施工箇所	形状寸法（mm）	再生材の適用	きじ 磁器	きじ 石器	きじ 陶器	うわぐすり 施ゆう	うわぐすり 無ゆう	役物 あり	役物 なし	色 標準	色 特注	備考
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
			・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

役物使用箇所　※各部の寸法は図示による
外装　出隅、窓台、マグサ（標準一体成型品以外は接着成型品とする）
見本焼き　・行う（　　）　※行わない
試験張り　・行う（　　）　※行わない

4 目地改修工法
[4.4.5]
[4.4.16]

・目地ひび割れ部改修工法
既製調合モルタル（品質・性能等　追補による、製造所　評価名簿による）
・伸縮調整目地改修工法　位置及び寸法　※図示
既製調合モルタル（品質・性能等　追補による、製造所　評価名簿による）

5 外壁複合改修工法

平成7年度建設省告示第1860号による「外壁複合改修構工法の開発」において、建設大臣の技術評価を取得した工法とする。

4-4 外壁改修工事（仕上塗材仕上げ外壁）

1 既存塗膜等の除去
及び下地処理
[4.5.4～5]

既存塗膜の劣化部の除去及び下地の処理の工法
・サンダー工法　処理範囲　※既存仕上げ面全体　・図示の範囲
・高圧水洗工法　処理範囲　※既存仕上げ面全体　・図示の範囲
高圧水洗機の加圧力　・30MPa程度　・50MPa程度　・100MPa程度　・
・塗膜はく離剤工法　処理範囲　※既存仕上げ面全体　・図示の範囲
・水洗い工法　処理範囲　※上記工法処理範囲以外の既存仕上げ面全体　・図示の範囲
下地調整材料　※下地調整塗材
・ポリマーセメントモルタル
・防水形仕上げ塗材主材

2 仕上塗材仕上げ
[4.1.5][4.5.2]

新規仕上塗材の種類

種類	呼び名	防火材料	仕上げの形状
・薄付け仕上塗材	・外装薄塗材Si	・	・砂壁状
	・可とう形外装薄塗材Si	・	・ゆず肌状（・吹付け　・ローラー）
	・外装薄塗材E	・	・さざ波状　・たたん状
	・可とう形外装薄塗材E	・	・凹凸状（・吹付け　・こて塗り）
	・防水形外装薄塗材E	・	・着色骨材吹付け（・吹付け　・こて塗り）
	・外装薄塗材S	・	・砂壁状じゅらく　・京壁状じゅらく
・厚付け仕上塗材	・外装厚塗材C	・	・吹放し（・凸部処理　・平たん状
	・外装厚塗材Si	・	・凹凸状　・ひき起こし　・かき落とし
	・外装厚塗材E	・	上塗材　・適用する
・複層仕上塗材	・複層塗材CE	・	・ゆず肌状　・凸部処理　・凹凸状
	・可とう形複層塗材CE	・	上塗材
	・複層塗材Si	・	耐候性　※耐候性3種
	・複層塗材E	・	溶　媒　※水系　・溶剤系
	・複層塗材RE	・	樹　脂　※アクリル系
	・防水形複層塗材CE	・	外　観　※つやあり　・つやなし
	・防水形複層塗材E	・	・メタリック
	・防水形複層塗材RE	・	増塗材　・適用する
・可とう形改修用仕上塗材	・可とう形改修塗材E	・	・平たん状　・さざ波状　・ゆず肌状
	・可とう形改修塗材RE	・	
	・可とう形改修塗材CE	・	

3 施工業者

施工技術、品質管理等に関して指導を行っている愛媛県仕上工事業協同組合の組合員、（一社）日本塗装工業会愛媛県支部の会員又は施工技術に関し、当該団体の会員と同等以上の技術を有すると監督員が承する施工業者とする。

5 建具改修工事

1 改修工法
[5.1.3]
[5.1.6]

既存建具の種類		かぶせ工法	撤去工法	適用箇所
・アルミニウム製建具		・	・	※建具表備考欄による　・図示　・
・樹脂製建具			・	※建具表備考欄による　・図示　・
・鋼製建具	・外部	・	・	※建具表備考欄による　・図示　・
	・内部	・	・	※建具表備考欄による　・図示　・
・鋼製軽量建具		・	・	※建具表備考欄による　・図示　・
・ステンレス製建具		・	・	※建具表備考欄による　・図示　・
・木製建具			・	※建具表備考欄による　・図示　・

2 見本の製作等
[5.1.5]

建具見本の製作　・行う（建具符号：　　）　※行わない
建具見本の程度　・工事に使用するものとして、あらかじめ製作する
・納まりが分かる程度
特殊な建具の仮組　・行う（建具符号：　　）　※行わない
・適用する（※建具表備考欄による　・図示　・　　）

3 防犯建物物品
[5.1.7]

4 アルミニウム製建具
[5.2.2～5]

性能等級等	※A種	・B種	・C種
耐風圧性	※S－4	・S－5	・S－6
気密性	※A－3		・A－4
水密性	※W－4		・W－5
枠見込み（mm）	・70（注）		・100

表面処理
外部　・AB－1種　・AB－2種　・AC－1種　・AC－2種
※BA－1種　・BA－2種　・BB－1種　・BB－2種
内部　※BC－1種　・BC－2種　・C種
（色調　・ブロンズ　・ステンカラー　・ブラック）

（注）引違い、片引き、上げ下げ窓で複層ガラスを使用する場合は、枠の見込み100mmとする。
防音ドア、防音サッシの遮音性の等級　・T－1　・T－2　・T－3
断熱ドア、断熱サッシの断熱性の等級　・H－1　・H－2　・H－3
耐風ドア面内変形追従性の等級　・D－1　・D－2　・D－3
結露水の処理方法　※図示
水切り板、ぜん板　※図示
・網戸等

種類	材種	線径	網目
・防虫網	※合成樹脂製 ・ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ステンレス（SUS316）製	0.25mm以上	16～18　メッシュ
・防鳥網	ステンレス（SUS304）線材	1.5mm	15mm

製造所　評価名簿による

5 樹脂製建具
[5.3.2～5]

性能等級等	※A種	・B種	・C種
耐風圧性	※S－4	・S－5	・S－6
気密性	※A－4		
水密性	※W－4	・W－5	
枠見込み（mm）	※建具表による		

製造所　評価名簿による

防音ドア、防音サッシの遮音性の等級　・T－1　・T－2
断熱ドア、断熱サッシの断熱性の等級　・H－4　・H－5
表面色　※標準色　・特注色
水切り板、ぜん板　※図示　・
ガラス　※複層ガラス　・
簡易気密型　・適用する　・適用しない
外部に面する建具の耐風圧性　※S－4　・S－5　・S－6　・
防音ドア、防音サッシの遮音性の等級　・T－1　・T－2　・T－3
断熱ドア、断熱サッシの断熱性の等級　・H－1　・H－2　・H－3
耐風ドア面内変形追従性の等級　・D－1　・D－2　・D－3
めっきの付着量　※Z12又はF12
製造所　評価名簿による
防火戸　煙感知運動とする。
防火戸の解除機構は別途とする。
扉にラッチ受座用切込み開口補強を行う。

6 鋼製建具
[5.4.2～5]

7 鋼製軽量建具
[5.5.2～5]

簡易気密型　・適用する（※A－3）　・適用しない
外部に面する建具の耐風圧性　※S－4　・S－5　・S－6　・
防音ドア、防音サッシの遮音性の等級　・T－1　・T－2　・T－3
断熱ドア、断熱サッシの断熱性の等級　・H－1　・H－2　・H－3
耐風ドア面内変形追従性の等級　・D－1　・D－2　・D－3
戸の鋼板　※表面処理亜鉛めっき鋼板　・カラー鋼板

区分	材質
召合わせ、縦小口包み板	※鋼板　・ステンレス　・アルミニウム
扉の表面材、押縁	※鋼板　・ビニル被覆鋼板
枠類	※鋼板（くつずりはステンレス）　・製造所仕様

製造所　評価名簿による

8 ステンレス製建具
[5.6.2～5]

簡易機密型　・適用する（※A－3）　・適用しない
外部に面する建具の耐風圧性　※S－4　・S－5　・S－6　・
防音ドア、防音サッシの遮音性の等級　・T－1　・T－2　・T－3
断熱ドア、断熱サッシの断熱性の等級　・H－1　・H－2　・H－3
耐風ドア面内変形追従性の等級　・D－1　・D－2　・D－3
ステンレス鋼板　※SUS304　・SUS430J1L　・SUS443J1　・SUS430
表面仕上げ　※HL仕上げ　・
ステンレス鋼板の曲げ加工　※普通曲げ　・角出し曲げ

9 木製建具
[5.7.2～4]

加工及び組立時の含水率　※A種（15%以下）　・B種（18%以下）
フラッシュ戸の材料
表面材　種類　・合板　・ミディアムデンシティファイバーボード（以下「MDF」という）
品質　※改修標準仕様書5.7.2(イ)による　・
MDFの区分

区分	・普通MDF		・構造用MDF
表裏面の状態	・素地MDF	・化粧MDF	
	・無研磨板 ・研磨板	・単板オーバーレイ　・塗装 ・プラスチックオーバーレイ	・無研磨板 ・研磨板
曲げ強さ	・30タイプ　・25タイプ　・15タイプ　・5タイプ		
接着剤	・Uタイプ　・Mタイプ　・Pタイプ		
難燃性	・難燃2級　・難燃3級		

かまち戸の材料
かまちの断種　・
鏡板の種類　・
ふすまの材料
種別　・Ⅰ型　・Ⅱ型
上張り　・鳥の子　・新鳥の子　・ビニル紙　・雲花紙（押入等の裏側）　・
戸ぶすまの材料
表面材　種類　・合板　・MDF
品質　※改修標準仕様書5.7.2(イ)による　・
MDFの区分

区分	・普通MDF		・構造用MDF
表裏面の状態	・素地MDF	・化粧MDF	
	・無研磨板 ・研磨板	・単板オーバーレイ　・塗装 ・プラスチックオーバーレイ	・無研磨板 ・研磨板
曲げ強さ	・30タイプ　・25タイプ　・15タイプ　・5タイプ		
接着剤	・Uタイプ　・Mタイプ　・Pタイプ		
難燃性	・難燃2級　・難燃3級		

上張り　・鳥の子　・新鳥の子　材料　・ビニル紙　・雲花紙（押入等の裏側）　・
枠の材料　※建具表による　・
くつずりの材料　※建具表による　・
形状及び仕上げ
フラッシュ戸の表面板の厚さ

表　面　材	厚さ（mm）
普通合板	※2.5以上　・
天然木化粧合板	※3.2以上　・
特殊加工化粧合板	※2.4以上　・
MDF	※2.5以上　・

各木製建具の見込み寸法

名　称	見込み寸法（mm）
かまち戸	※36　・
ふすま	※19.5　・
戸ぶすま	※30　・
紙張り障子	※30　・

ふすまの縁の仕上げ　※建具表による　・

10 建具用金物
[5.8.2～4]

金物の種類・見え掛り部の材質等
※改修標準仕様書表5.8.1及び適用は建具表による　・
金属製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ　※改修標準仕様書表5.8.2による　・
樹脂製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ　※改修標準仕様書表5.8.3による　・
木製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ　※改修標準仕様書表5.8.4による　・
木製建具に使用する戸車とレール

使用箇所	戸車の外径（mm）	レールの断面 断面の形	レールの断面 幅×高さ（mm）
出入り口及び特に大きな窓	※42　・	・V形　・U形	※12.0×12.0　・
一般の窓	※30　・	・	※9.0×9.0　・

必要な金物は、見本品により、監督員の承諾を受ける。
握り玉、レバーハンドル、押板類、クレセントの取付位置　※建具表による
評価名簿によるもの　モノロック、シリンダー本締り錠
ドアクローザ　※面付形　・コンシールド形
ヒンジクローザ　※ピボット形　・丁番形
フロアヒンジ　※中心吊り込み　・持ち出し吊り込み
マスターキー　・製作する（　組）　・製作しない　・既存に組込む
鍵箱　・設ける（　個用　組）　・設けない

11 自動ドア開閉装置
[5.9.2～3]

引き戸用駆動装置の性能	防錆	引き戸用検出装置の種類	凍結防止装置
・DSLD－1 ・DSLD－2 ・SSLD－1 ・SSLD－2 ・図示	※適用する ・適用しない	・光線（反射）センサー ・熱線センサー　・音波センサー ・光電センサー　・電波センサー ・タッチスイッチ （・無線式・光線式） ・押しボタンスイッチ ・車椅子使用者用便房スイッチ （・押しボタン　・非接触）	※行う ・行わない

開閉装置の製造所　評価名簿による

12 自閉式上吊り引戸装置
[5.10.3]

自閉式上吊り引戸装置の性能　※改修標準仕様書表5.10.1による
製造所　評価名簿による

13 重量シャッター
[5.11.2～3]

シャッターの種類　・管理用シャッター　耐風圧性能（　　）Pa
・外壁用防火シャッター　耐風圧性能（　　）Pa
・屋内用防火シャッター
・屋内用防煙シャッター
開閉装置による種類　※上部電動式（手動併用）　・上部手動式
管理用シャッターのシャッターケース　・設ける　・設けない
スラット及びシャッターケース用鋼板の種類
・JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板）
・JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板）
めっきの付着量　※Z12又はF12　・
防火及び防煙シャッターの連動制御盤、煙感知器は別途とする
製造所　評価名簿による

14 軽量シャッター
[5.12.2～4]

開閉方式　※　・上部電動式（手動併用）
耐風圧強度（　　）Pa
スラットの材質
・JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板）
めっき付着量　※Z06又はF06　・
・JIS G 3322（塗装溶融55%アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板）
めっき付着量　※AZ90　・
スラットの形状　・インターロッキング形　・オーバーラッピング形
シャッターケース　※設ける　・設けない
ガイドレールの材質　※ステンレス製（SUS304）　・
座板（屋外の場合）　※ステンレス製既製品
製造所　評価名簿による

15 ガラス
[5.14.2～4]

共通仕様書の規定による材料又は、評価名簿による材料
・合わせガラス　特性　・1類　・2－1類　・2－2類　・3類
・強化ガラス　特性　・1類　・3類
・熱線吸収板ガラス　性能　・1類　・2類
色調　・ブルー　・グレー　・ブロンズ
・複層ガラス　性能　・1類　・2類　・3類（※U3－1　・U3－2）
・4類　・5類
封止の加速耐久性による区分　・1類　・2類　※3類
・熱線反射ガラス　日射熱遮へい性　・1類　・2類　・3類
色調　・ブルー　・グレー　・ブロンズ　・シルバー　・
反射被膜　・内側　・外側
映像調整　・行う　・行わない

ガラスの留め材
アルミニウム製及び樹脂製建具　※シーリング材　・ガスケット（※グレイジングチャンネル）
鋼製、鋼製軽量、ステンレス製及び木製建具　※シーリング材
板ガラスをはめ込む溝の大きさ　※建具の製造所の仕様による　・図示　・

16 付属電気設備

電動シャッター、自動扉、電動オーバーヘッドドアの電動機が三相電動機0.4KW以上の場合は、機器付属の操作盤内に電動機保護用遮断器及び進相用コンデンサーを設置する。

⑥ 内装改修工事

① 改修範囲
[6.1.3]

既存間仕切壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井、壁及び床の改修範囲
※壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う　○図示
天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井の改修範囲
※壁面より両側600mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う　・図示
天井の撤去に伴う取合い部の壁面の改修　※既存のまま　・図示

2 既存床の撤去及び下地補修
[4.2.4][6.2.2]

ビニル床シート等の撤去
浮き、欠損部等による下地モルタルの撤去　・行う（※図示の範囲　・撤去範囲全て）　※行わない
合成樹脂塗床材の除去工法　・機械的除去工法　・目荒し工法
ポリマーセメントモルタル及びエポキシ樹脂モルタル　※改修標準仕様書4.2.4による

3 既存壁の撤去及び下地補修
[4.3.10]
[6.3.2]

間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修
※モルタル塗り（塗り厚25mmを超える場合の補強　・行う　・行わない）　・図示

4 木下地等
[6.5.2]

間伐材等　・使用する（使用箇所　　）
現場搬入時の木材の含水率　※A種　・B種
保存処理木材　・使用する（使用箇所　　）
造作材の材種の表面の品質の基準　※A種　・B種
間伐材等　※間伐材、林地残材又は小径木であること

5 木材
[6.5.2]

・構造用集成材

施工箇所	強度等級	材面の品質	使用環境	樹種名	寸法（mm）	間伐材等の適用
		・1種　※2種　・3種	・1　・2			・

・構造用単板積層材

施工箇所	区分	曲げ性能	水平せん断性能	使用環境	樹種名	寸法（mm）	間伐材等の適用
	・特級　・1級　・2級			・1　・2			・

・造作用集成材

施工箇所	見付け材面の品質	樹種名	寸法（mm）	間伐材等の適用
	※1等　・2等			・

・化粧ばり造作用集成材

施工箇所	見付け材面の品質	心材の樹種名	化粧薄板の樹種名	化粧薄板の厚さ（mm）	寸法（mm）	間伐材等の適用
	※1等　・2等					・

・単板積層材

施工箇所	表面の品質	防虫処理	寸法（mm）	間伐材等の適用
	※天然木化粧加工 ・塗装加工 ・加工しない（・1等　・2等　・3等）	・する ・しない		・

・直交集成板

施工箇所	品名	曲げ強度（強度等級）	種別	接着性能（使用環境）	樹種	寸法（mm）

6 床張り用合板及びその他合板
[6.5.2]

・普通合板

施工箇所	厚さ（mm）	接着の程度	表板の樹種名	板面の品質	防虫処理	その他の処理	間伐材等の適用
（壁、天井）					・する ・しない	※難燃処理 ・防炎処理	・
（床）	3.5	※1類 ・2類		広葉樹　・1等　※2等 針葉樹　※C－D	・する ・しない		・

・構造用合板

施工箇所	厚さ（mm）	接着の程度	等級	有効断面係数比	表板の樹種名	板面の品質	防虫処理	保存処理	間伐材等の適用
（床）	11.1	・特殊 ※1類	・1級 ※2級			※C－D	・する ・しない		・

・化粧ばり構造用合板

施工箇所	品名	厚さ（mm）	単板の樹種名	接着の程度

・天然木化粧合板

施工箇所	厚さ（mm）	接着の程度	化粧板の樹種名	防虫処理	その他の処理	間伐材等の適用
（壁、天井）	※4.2 ・3.2 ・6.0	・1類 ・2類	・なら ・しおじ	・する ・しない	※難燃処理 ・防炎処理	・

・特殊加工化粧合板

施工箇所	厚さ（mm）	接着の程度	表面性能	加工面	単板の樹種名	防虫処理	その他の処理	間伐材等の適用	化粧加工の方法
（壁、天井）	※4.0	・1類 ・2類	・F ・FW ・W ・SW	・表面 ・断面		・する ・しない	※難燃処理 ・防炎処理	・	・T-1'-1-1' ・J'(1)1 ・塗装

7 木材等の接着剤その他
[6.5.2][6.5.5]

防腐処理　・行う
防蟻処理　・行う（施工範囲　※図示　・　　）
防腐・防蟻処理の種類、品質
表面処理用木材保存（防腐・防蟻）剤はクロルピリホスを含有しない薬剤とし、監督員の承諾するものとする。
防腐・防蟻処理が不要な樹種による製材及び集成材　適用部位：（　　）
合板等の加圧注入による防腐、防蟻処理
・「JAS 0233(合板)」、「JAS 1152(集成材)」、若しくはJAS 0701(単板積層材)の保存処理の性能区分K3に適合するもの
・薬剤の加圧注入による防腐・防蟻処理

適用部位	保存処理性能区分
	・K2　・K3　・K4 ・K2　・K3　・K4

・薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理

適用部位	処理の方法
	※薬剤の製造所の仕様による

ボード原料接着剤への薬剤混入による防腐・防蟻処理　適用部位：（　　）

⑧ 軽量鉄骨天井下地
[6.6.2～4]

野縁等の種類　屋外　※25型　・19型
屋内　※25型　⊙19型
既存の埋込みインサート　⊙使用する
あと施工アンカーの確認試験　・行う（箇所数（　　））引張強度の確認強度（　　））
屋外の軒天井、ピロティ天井等
野縁受、つりボルト、インサートの間隔及び周辺部からの距離　※図示
野縁の間隔　・図示　⊙既存合わせ
耐風圧性を考慮した補強　・図示　・
つりボルトの間隔が900mmを超える場合　補強方法　※図示
天井のふところが1.5m以上3.0m以下の場合
補強方法　※改修標準仕様書6.6.4(8)による　・
天井のふところが3.0mを超える場合　補強方法　※図示
天井下地材における耐震性を考慮した補強　・行う
補強箇所　※図示　補強方法　※図示

9 軽量鉄骨壁下地
[6.7.3]

スタッド、ランナーの種類　※改修標準仕様書表6.7.1による　・図示
スタッドの高さが5mを超える場合　※図示

10 ビニル床シート
ビニル床タイル
ゴム床タイル
[6.8.2～3]

・ビニル床シート

種類	記号	色柄	厚さ(mm)	工法
※複層ビニル床シート	※FS	※無地	※2.0	※熱溶接
・	・	・	・2.5	・突付け

・ビニル床タイル

種類	記号	色柄	厚さ(mm)	寸法
※コンポジションビニル床タイル	・KT	・無地	※2.0	・
・	・	・柄物	・	
		・		

・特殊機能床材

種類	記号	厚さ(mm)	特殊機能	備考
・	・	・	・帯電防止 ・耐動荷重 ・防滑性	

・帯電防止
帯電防止性能評価値(JIS A 1455)1.2以上～3.2未満、又は体積電気抵抗値(JIS A 1454)
1×10^{7}～1×10^{10}Ω未満
・耐動荷重
JIS A 1454によるへこみ試験、残留へこみ試験、滑り性試験、摩耗性試験、層間剥離強度試験（発泡層のあるビニル床シートのみ）及びキャスター性能試験後、異常がないこと
・視覚障害者用床タイル

種類	色	厚さ(mm)	寸法(mm)
・視覚障害者用床タイル（塩ビ製）	※黄色	※2.0	※300×300
・	・	・	各種 JIS T 9251

・ビニル幅木
厚さ(mm)　・
高さ(mm)　※60　・75　・100　・
共通仕様書の規定による材料又は、評価名簿による材料

11 カーペット敷き
[6.9.2～3]

・織じゅうたん

種別	パイル形状	帯電性	織り方	色柄等	備考
・A種 ・B種 ・C種	・カットパイル ・ループパイル ・カット、ループ併用	・人体耐電圧3kv以下 ・	・ウィルトン ・ダブルフェース ・アキスミンスター	・無地 ・柄物 （標準品）	

下敷き材　※反毛フェルト(JIS L 3204)の第2種2号　呼び厚さ　8mm　・
・タフテッドカーペット

パイル形状	パイル長さ(mm)	工法	帯電性	備考
・カットパイル	※5～7　・	※全面接着工法 ・グリッパー工法	・人体耐電圧3kv以下	
・ループパイル	※4～6　・			
・レベルループパイル	※4			
・カット、ループ併用	・			

下敷き材　※反毛フェルト(JIS L 3204)の第2種2号　呼び厚さ　8mm　・
・タイルカーペット

パイル形状	種別	施工箇所	寸法(mm)	総厚さ(mm)	備考
※ループパイル	※第一種 ・第二種		※500×500 ・	※6.5 ・	
・カットパイル	・		・	・	
・カット、ループ併用	・		・	・	

タイルカーペットの敷き方　平場　※市松敷き　・模様流し　・
階段部分　※模様流し　・市松敷き　・
見切り、押え金物　・適用する（材質、形状等　※図示　・　　）

12 合成樹脂塗床
[6.10.2～3]

種別		施工箇所	工法	仕上げの種類
・厚膜型塗床材	・弾性ウレタン樹脂系		※薄膜流しのべ工法 ・厚膜流しのべ工法 ・樹脂モルタル工法	※平滑仕上げ　・防滑仕上げ ・つや消し仕上げ
	・エポキシ樹脂系			・平滑仕上げ ・防滑仕上げ
・薄膜型塗床材	※エポキシ樹脂系			

13 フローリング張り
[6.11.2～6]

・単層フローリング

種類	工法	樹種	厚さ(mm)	大きさ(mm)	間伐材等の適用
・フローリングブロック1等	※接着工法	・	・	・	・
・フローリングボード1等	・釘留め工法（根太張り）	・	※15 ・	幅　75以上 長さ 400以上	・
	・釘留め工法（直張り）	・	12以上 ・	幅　75以上 長さ 400以上	・
	・接着工法	・	8以上 ・	幅　75以上 長さ 400以上	・

・天然木化粧複合フローリング

工法	種別	樹種	表面(mm)	厚さ(mm)	巾(mm)	長さ(mm)	間伐材等の適用
・釘留め工法（根太張り）	・A種	・	ひき板の厚さ2以上	15以上	75以上	900以上	・
	・B種	・	突板の厚さ1.2以上	12以上	75以上	900以上	・
	・C種	・	突板の厚さ0.25以上	12以上	75以上	900以上	・
・釘留め工法（直張り）	・A種	・	ひき板の厚さ2以上	12以上	75以上	900以上	・
	・B種	・	突板の厚さ1.2以上	12以上	75以上	900以上	・
	・C種	・	突板の厚さ0.25以上	12以上	75以上	900以上	・
・接着工法	・A種	・	ひき板の厚さ2以上	12以上	75以上	450以上	・
	・B種	・	突板の厚さ1.2以上	12以上	75以上	450以上	・
	・C種	・	突板の厚さ0.25以上	12以上	75以上	900以上	・

塗装　・行う（施工箇所　　）
塗料　・
間伐材等　間伐材、合板、製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木を使用しているもの

14 畳敷き
[6.12.2]

種別　・A種　・B種　・C種　・D種（畳床の記号　・　　）
畳表　・C1　・C2

⑮ せっこうボード、
その他ボード及び合板張り
[6.13.3]

合板の張付け工法　・A種　・B種
せっこうボードの目地工法

目地工法の種類	せっこうボードのエッジの種類
・継ぎ目処理工法	・テーパエッジ　・ベベルエッジ
・突付け工法	・ベベルエッジ　・スクェアエッジ
・目透し工法	

16 壁紙張り
[6.14.2～3]

施工箇所	壁紙の種類					防火種別	備考
	紙	繊維	ビニル	無機質	その他		
・	・	・	・	・	・	※不燃　・準不燃　・難燃	
	・	・	・	・	・		
	・	・	・	・	・		
	・	・	・	・	・		

・モルタル面の素地ごしらえ
※B種　・　　（施工箇所　　）
・プラスター面の素地ごしらえ
※B種　・　　（施工箇所　　）
・コンクリート面の素地ごしらえ
※B種　・　　（施工箇所　　）
・せっこうボード面及びけい酸カルシウム板面の素地ごしらえ
※B種　・　　（施工箇所　　）

17 モルタル塗り
[6.15.3]
[6.15.6]

吸水調整材及び防水材の品質・性能等　追補による
既成目地材　・適用する　・適用しない
床目地　・設ける（工法　※押し目地　・　　）　・設けない

18 タイル張り
[6.16.2～4]

タイルの形状、寸法、きじの質等

施工箇所	形状	寸法(mm)	再生材の適用	吸水率による区分	うわぐすり 施ゆう	うわぐすり 無ゆう	役物 有	役物 無	色 標準	色 特注	耐凍害性 有	耐凍害性 無	耐滑り性
・	・	・	・	・I種・II種・III種	・	・	・	・	・	・	・	・	・
			・	・I種・II種・III種	・	・	・	・	・	・	・	・	・
			・	・I種・II種・III種	・	・	・	・	・	・	・	・	・

役物使用箇所　※各部の形状は図示による
内装　出隅、天端
見本焼き　・行う　※行わない
試験張り
壁タイル張りの工法　・密着張り　・改良圧着張り　・マスク張り　・モザイクタイル張り
コンクリート素地面の下地処理の方法　※目荒らし工法　・

7 塗装改修工事

1 材料
[7.1.3]

建物内部に使用する塗料の材質　・水性系　・
防火材料　※屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする
・次の場所を除き防火材料とする（箇所　　）

2 下地調整及び素地ごしらえ
[7.2.1～7]
[7.3.1～7]

既存塗膜の除去範囲（塗替えでRB種の場合）
※劣化部分は除去、活膜部分は残す　・図示
下地調整及び素地ごしらえの種別　表7.2.1～7、7.3.1～7

下地面の種類	種別 下地調整	素地ごしらえ	ひび割れ部の補修
木部	※RB種　・	・A種　・B種	
鉄鋼面	※RB種　・	・A種　・B種　※C種	
亜鉛めっき鋼面（鋼製建具等）	※RB種　・	・A種　※B種	
亜鉛めっき鋼面（その他）	※RB種　・	※A種　・B種	
モルタル面、せっこうプラスター面	※RB種　・	・A種　※B種	・行う
コンクリート面、ALCパネル面	※RB種　・	・A種　※B種	・行う
コンクリート面、押出成形セメント板面	・	・A種　・B種	・行う
せっこうボード面、その他ボード面	※RB種　・	・A種　・B種	

3 錆止め塗料塗り
[7.4.2～3]

鉄鋼面の錆止め塗料塗りの種別　表7.4.1、表7.4.3～4

塗装の種類	塗装面	下地	塗料	種別
合成樹脂調合ペイント塗り	新規（見え掛り）		As種	※A種　・
	新規（見え隠れ）			※B種　・
	塗替え	RA種		・A種　・B種
		RB種		C種
耐候性塗料塗り	新規		1回目Cs種	※A種　・
	塗替え	RA種	2，3回目Ds種	A種
		RB種	Zs種	B種
		RC種		C種
つや有合成樹脂エマルションペイント塗り	新規（見え掛り）		・As種　※Bs種	※A種　・
	新規（見え隠れ）			※B種
	塗替え	RA種		・A種　・B種
		RB種		C種

亜鉛めっき鋼面の錆止め塗料塗りの種別　表7.4.2、表7.4.5～6

塗装の種類	塗装面	下地	塗料	種別
合成樹脂調合ペイント塗り	新規（鋼製建具等）		※Az種　・Bz種	※A種　・B種
	新規（その他）		・Az種　※Bz種	・A種　※B種
	塗替え	RA種	※Az種　・Bz種	・A種　・B種
		RB種		C種
耐候性塗料塗り			Bz種	全面に塗り付ける
つや有合成樹脂エマルションペイント塗り	新規（鋼製建具等）		Cz種	※A種　・B種
	新規（その他）			・A種　※B種
	塗替え	RA種		・A種　・B種
		RB種		C種

4 塗装
[7.5.2]～
[7.13.2]

塗装の種類	塗装面	工程 塗替え	新規
・合成樹脂調合ペイント塗り	木部（屋内）	※B種　・	※A種　・
	木部（屋外）	※B種　・	※B種　・
	鉄鋼面	※B種　・	・A種　※B種
	亜鉛めっき鋼面（鋼製建具）	※A種　・	※B種　・
	亜鉛めっき鋼面（その他）	※B種　・	※B種　・
・クリヤラッカー塗り	木部（屋内）	※B種　・	・A種　※B種
・アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り	コンクリート面（屋内）	※B種　・	・A種　※B種
	モルタル面（屋内）	※B種　・	・A種　※B種
・耐候性塗料塗り	鉄鋼面（屋外）	表7.8.1	
	亜鉛めっき鋼面（屋外）	表7.8.2	
	コンクリート面（屋外）	・	・
	押出成形セメント板面（屋外）	・	・
・つや有合成樹脂エマルションペイント塗り	コンクリート面	※B種　・	・A種　※B種
	モルタル面	※B種　・	・A種　※B種
	せっこうプラスター面	※B種　・	・A種　※B種
	せっこうボード面	※B種　・	・A種　※B種
	木部（屋内）	※B種　・	※A種　・
	鉄鋼面（屋内）	※B種　・	※A種　・
	亜鉛めっき鋼面（屋内）	※A種　・B種	※A種　・B種
・合成樹脂エマルションペイント塗り	コンクリート面	※B種　・	・A種　※B種
	モルタル面	※B種　・	・A種　※B種
	せっこうプラスター面	※B種　・	・A種　※B種
	せっこうボード面	※B種　・	・A種　※B種
・ウレタン樹脂ワニス塗り	木部（屋内）	・A種　※B種	・A種　※B種
・ピグメントステイン塗り	木部	表7.12.1	
・木材保護塗料塗り	木部	・A種　※B種	・A種　※B種

5 施工業者

塗装については、施工技術、品質管理等に関して指導を行っている愛媛県仕上工事業協同組合の組合員、（一社）日本塗装工業会愛媛県支部の会員又は、施工技術に関し、当該団体の会員と同等以上の技術を有すると監督員が承諾する施工業者とする。
・マスチック塗材塗りは、全国マスチック事業協同組合連合会の所属員で、同組合が実施する検定試験に合格した者を有する業者とする。

8・1 耐震改修工事（共通事項）

1 適用範囲
[8.1.1]

工事内容
・現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事
・鉄骨ブレースの設置工事
・柱補強工事（溶接金網巻き工法又は溶接閉鎖フープ巻き工法）
・柱補強工事（鋼板巻き工法又は帯板巻き付け工法）
・連続繊維補強工事
・耐震スリット新設工事
・免震改修工事
・制振改修工事

2 既存部分の撤去
[8.21.2]

既存仕上げ及び構造体の撤去範囲　※図示
はつりだした鉄筋及び鉄骨の処理　※図示

3 既存部分の処理
[8.21.3]

目荒らしの程度
※平均深さ2～5mm、最大深さ7mm程度の凹面を全面にわたってつける
・
目荒らしの範囲
※柱及び梁　打継ぎ面の15%～30%程度
※壁面　打継ぎ面の10%～15%程度
・

8・2 耐震改修工事（鉄筋）

1 鉄筋
[8.2.1]

鉄筋の種類

種類の記号	呼び名(mm)
※SD295	
※SD345	
・	
・	

2 溶接鉄筋
[8.2.2]

種類　※溶接金網　・鉄骨格子
形状等

網目の形状、寸法、鉄筋の形(mm)	使用部位

3 鉄筋の継手
[8.3.4]
[8.4.2～3]

継手方法等

部位	継手方法	呼び名(mm)
	・ガス圧接　・機械式継手　・溶接継手	
	・重ね継手　・	

4 シアコネクタ
（現場打ちコンクリート壁の増設部に使用）
[8.7.8]

種類　※金属拡張系アンカー　・接着系アンカー　・
径　※D10　・図示
間隔　※500×500　・図示
試験　※適用する　・適用しない
シアコネクタとセパレーターの兼用　※兼用してもよい　・兼用しない

5 割裂補強筋
[8.21.6]
[8.22.7]

種類　※スパイラル筋6φ(SR235)　・はしご筋D10(SD295)
適用箇所　※図示

8・3 耐震改修工事（コンクリート）

1 コンクリートの種類と強度
[8.1.3]

※普通コンクリート（調合管理強度：Fc＋S（構造体強度補正値））

設計基準強度(Fc)(N/mm²)	適用箇所
※21	
・	
・	
・	

2 型枠のせき板
[8.2.7]

※合板（厚さ12mm）・合板（厚さ15mm）

3 コンクリートの打込み
[8.21.8]

打込み工法の種類　・流込み工法　・圧入工法

8・4 耐震改修工事（あと施工アンカー）

1 あと施工アンカー
[8.2.4]

・金属系アンカー

	呼び径(mm)	埋込深さ(mm)	引張耐力(kN)	せん断耐力(kN)	備考
※本体打込み方式					
・					

接合筋の種類、径、長さ　※図示
・接着系アンカー

	呼び径(mm)	埋込深さ(mm)	引張耐力(kN)	せん断耐力(kN)	備考
※カプセル方式					
・					

2 あと施工アンカーの試験
[8.12.7]

性能確認試験　・行う　・行わない
施工確認試験　・行う　・行わない

アンカー径(mm)	1ロット当たりの試験体の本数（本）

3 施工管理技術者
[8.12.2]

※適用する
（一社）日本建築あと施工アンカー協会が定める「あと施工アンカー技術管理士」の資格以上の能力を有するもの

8・5 耐震改修工事（鉄骨）

1 鉄骨製作工場
[8.1.5～6]

鉄骨製作工場の加工能力　※構造関係共通事項による
施工管理技術者　※適用する　・適用しない

2 鋼材
[8.2.8]

材質等

種類の記号		
	※JIS規格による　・	
	※JIS規格による　・	
	※JIS規格による　・	

3 高力ボルト
[8.2.9]

ボルトの区分
※トルシア形高力ボルト　（一社）日本鋼構造協会規格JSS Ⅱ 09
・JIS形高力ボルト　JIS B 1186　1種(F10T)
ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等　※図示
すべり係数試験　・行う　試験方法等（　　）
※行わない

4 溶融亜鉛めっき高力ボルト
[8.2.9]

ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等　※図示　1種(F8T)相当
摩擦面の処理
※ブラスト処理（表面粗度50μmRz以上）
・りん酸塩処理
すべり耐力等の確認方法
すべり耐力試験方法　※図示

5 溶接部の試験
[8.15.12]

完全溶込み溶接部の超音波探傷試験　※行う　・行わない
放射性透過試験　・行う　※行わない
マクロ試験（エンドタブ使用）　・行う　※行わない

6 鋼材の溶融亜鉛めっき
[8.20.4]

種別　※改修標準仕様書表8.20.1のA種　・

7 耐火被覆
[8.18.2～8]

種別等

・耐火材吹き付け	・乾式吹付けロックウール ・半乾式吹付けロックウール ・湿式ロックウール ・	
・耐火板張り		
・耐火材巻付け		
・ラス張りモルタル塗り		
・耐火塗料		

8・6 耐震改修工事（グラウト）

1 モルタル及びグラウト材
[8.2.6]
[8.2.12]

構造体モルタル
※改修標準仕様書[8.2.6]及び[8.2.12]による　・
柱底均しモルタル
※無収縮モルタル（製造所　評価名簿による）　・
グラウト材
※無収縮グラウト材（セメント、混和剤、砂は無収縮モルタルに準ずる）
（品質・性能等　追補による、製造所　評価名簿による）

8・7 耐震改修工事（柱補強）

1 溶接金網巻き工法及び溶接閉鎖フープ巻き工法
[8.23.5]

柱頭及び柱脚の隙間　※図示
溶接金網の継手　※重ね継手　・
打ち込むコンクリート又はグラウト材の厚さ　※図示
コンクリート及び構造用モルタルの打込み　・流込み工法　・圧入工法

2 鋼板巻き工法及び帯板巻き付け工法
[8.23.6]

柱頭及び柱脚の隙間　※図示

3 連続繊維補強工事
[8.2.13]
[8.24.5～6]

連続繊維の材料
・炭素繊維　・アラミド繊維　・ガラス繊維　・
連続繊維の材質
引張強度（含浸硬化後）　・(　　)N/mm2　・
ヤング係数（含浸硬化後）　・(　　)N/mm2　・
繊維目付量　・(　　)g/mm2　・
シート厚さ　・(　　)mm　・
シート貼り方向　※図示
定着方法　※図示
含浸接着樹脂　・低臭型　・
プライマー　・低臭型　・
下地処理
仕上げモルタルの除去　※行う　・行わない
下地処理の範囲　※図示
下地処理の程度　※図示
柱の隅角部の面取り
箇所　※図示
大きさ　※図示
下地調整　※行う　・行わない
ひび割れ部改修　・行う　・行わない
種類及び部位　※図示
引張強度試験　・行う　・行わない
補強工事後の仕上げ　※図示

8・8 耐震改修工事（耐震スリット新設）

1 耐震スリットの施工
[8.25.2]

既存撤去部の配管等の探査
※鉄筋探査機（金属探知機）により探査し、鉄筋及び配管類の位置に墨出しを行う。

2 耐震スリットの種類
[8.25.2]

※完全スリット　・部分スリット
スリットの幅及び深さ　※図示
製造所（　　）

3 耐震スリットへの充填材
[8.25.2]

シーリング材
施工箇所　※図示
耐火材の使用　・使用する　・使用しない

施工箇所	防火性能	材料

遮音材の使用　・使用する　・使用しない

施工箇所	防火性能	材料

令和８年度	工事番号・工事名	大洲農業高校畜産科教棟屋上防水改修工事	名　称	建築改修工事特記仕様書（3）	A－03	S= －	愛媛県立大洲農業高等学校

一級建築士大臣登録　第188991号　松岡　邦吉

建 築 工 事 特 記 仕 様 書　追 補

発生材の処理等

1（建設副産物の適正処理）

建設副産物の処理にあたっては、「建設副産物適正処理推進要綱（平成１４年５月３１日付け国土交通事務次官通達）」に準拠し、建設副産物の適正処理に努めなければならない。

2（建設副産物の利用）

建設副産物の再利用については、適正に実施すること。

建設副産物の品質等により利用が困難な場合は、監督員と協議すること。

3（建設副産物の搬出）

建設副産物の搬出については、別表－１により行うこと。なお、建設副産物のうち産業廃棄物に該当する建設副産物の処理は、下記①，②，③によること。

受入れ場所等との協議等で、他の受入れ場所へ搬出する必要がある場合、又は他の受入れ場所がない場合は、監督員と協議すること。

別表－１

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第２条第５項の規定による特定建設資材の処理及び産業廃棄物に該当する建設副産物の処理は、次の場所とする。

１　建設副産物（建設発生土）の搬出については、次の場所に搬出すること。

（１）土砂（流用）
　場　　所：
　工　事　名：
　受入時間：ＡＭ　：　～ＰＭ　：
　また、運搬距離は、　　ｋｍを見込んでいる。

（２）土砂（処分）
　愛媛県の許可を受けた特定事業場等（下記参照）
　【愛媛県ＨＰ】　特定事業場：https://www.pref.ehime.jp/page/9736.html
　　管理型処分場：https://www.pref.ehime.jp/page/9773.html
　　（処分方法が"埋立"又は"管理型埋立"であり産業廃棄物の種類が"汚泥"の処分場に限る）
　事業所名：
　受入時間：ＡＭ　：　～ＰＭ　：
　また、運搬距離は、　　ｋｍを見込んでいる。

２．建設副産物（建設発生土以外）の搬出については、次の場所への搬出を見込んでいる。

（1）ｺﾝｸﾘｰﾄ塊
　事業所名
　営業時間　ＡＭ　：　～ＰＭ　：
　また、運搬距離は、　　ｋｍを見込んでいる。

（2）ｱｽﾌｧﾙﾄｺﾝｸﾘｰﾄ塊
　事業所名
　営業時間　ＡＭ　：　～ＰＭ　：
　また、運搬距離は、　　ｋｍを見込んでいる。

（３）建設発生木材・伐採樹木
　事業所名
　営業時間　ＡＭ　：　～ＰＭ　：
　また、運搬距離は、　　ｋｍを見込んでいる。

（４）建設汚泥
　事業所名
　営業時間　ＡＭ　：　～ＰＭ　：
　また、運搬距離は、　　ｋｍを見込んでいる。

（５）その他　○廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ　・がれき類　・硝子・陶磁器類　・ｱｽﾍﾞｽﾄ含有建材・水銀灯
　事業所名　エコブリッジ株式会社
　営業時間　ＡＭ　８：３０　～ＰＭ　１７：００
　また、運搬距離は、１５．３　ｋｍを見込んでいる。
　を見込んでいる。

※　上記については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。
なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。
ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

①　処理計画書

受注者は、工事の施工により産業廃棄物が発生した場合、産業廃棄物処理計画書（別添様式）を提出し、監督員の承諾を得た後、処理しなければならない。また、計画に変更が生じた場合も同様とする。

②　受注者は、産業廃棄物処理計画書提出時に、下記事項についても提出しなければならない。
　（１）産業廃棄物処理委託契約書（写）
　（２）処理業者の許可証（写）
　（３）積換・保管施設、中間処理施設、最終処分場等までの運搬経路地図及び写真

③（１）受注者は、産業廃棄物の処理を適正に行い、産業廃棄物処分状況の分かる写真等（搬出車輌の車輌番号、数量等を明示した積載状況、処分先への搬入状況等）の施工管理資料を整理し、工事施工中においては、１週間毎に監督員に提示しなければならない。

（２）受注者は、工事施工後、③（１）の施工管理資料のほか、産業廃棄物処理計画書に実績を記入した産業廃棄物処理実施書を提出しなければならない。

④（１）受注者は、産業廃棄物処理の委託に際して、廃棄物の種類毎にマニフェストまたは電子マニフェストを使用し、委託した産業廃棄物が適正に処理されたかどうか確認しなければならない。
　また、マニフェストの交付に際しては、廃棄物処理責任者が廃棄物の種類、数量、単位、発行日等の必要事項を記載しなければならない。

（２）受注者は、工事施工中においては、③（１）の施工管理資料とともに、マニフェスト使用の場合は、返送されたマニフェストの写し、電子マニフェストの場合は情報処理センターからの通知の画面印刷を監督員へ提示しなければならない。

（３）受注者は、産業廃棄物が適正に処理されたことを確認したうえで、工事施工後、マニフェスト使用の場合はＥ票の写し、電子マニフェスト使用の場合は、情報処理センターからの最終処分通知の画面印刷を監督員まで提出しなければならない。
　ただし、工期内に最終処分が完了することが困難な場合で、発注者が認める場合においては、Ｄ票の写し、または処分通知の画面印刷を提出するものとし、最終処分終了後、確認出来次第、速やかにＥ票または最終処分通知の画面印刷を、工事完了に関係なく提出するものとする。

⑤　資源環境促進税について

本工事で発生する産業廃棄物を、県内の最終処分場に搬入する場合（中間処理施設を経由する場合を含む。）は、資源循環促進税が課税されるので適切に処理すること。

4（再生資材の利用、建設発生土の利用）

１　受注者は、別表－２の資材の使用に際し、再生資材を使用すること。なお、再生資源の搬入にあっては、別表－３によること。

２　再生資材の品質に関しては、使用に際し、舗装再生便覧【（公社）日本道路協会発刊】やコンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準（案）等を遵守し、適切な品質を確保するため再生処理施設において、品質の確認を行わなければならない。

なお、適正な品質が保証できない場合、及び再生材の確保が困難な場合は、監督員と協議すること。

別表－２

	規　　模	使用場所
再生加熱アスファルト混合物	密粒度アスファルトコンクリート 骨材の最大粒径２０ｍｍ又は１３ｍｍ （再生加熱アスファルト混合物）	道路舗装の表層に使用する。
	粗粒度アスファルトコンクリート 骨材の最大粒径２０ｍｍ又は１３ｍｍ （再生加熱アスファルト混合物）	中間層、基層に使用する。 （中間層で当分の間供用する場合には使用しない。）
	アスファルト安定処理 （再生加熱アスファルト混合物）	アスファルト安定処理工で行う上層路盤に使用する。
再生資材	再生粒調砕石 （ＲＭ－２５）	上層路盤工等路盤材料に使用する。
	再生砕石 （ＲＣ－４０）	構造物の基礎材及び裏込材等に使用する。 道路の路盤に使用する。
	再生砂	管路の埋め戻し材料に使用する。

別表－３

再生資材の搬入については、次の場所に搬入すること。

（１）再生骨材
　・粒度調整砕石（ＲＣ－４０）
　事業所名：
　営業時間：　ＡＭ　：　～ＰＭ　：
　また、運搬距離は、　　ｋｍを見込んでいる。

（２）土砂
　場　　所：
　工　事　名：
　搬出時間：　ＡＭ　：　～ＰＭ　：
　また、運搬距離は、　　ｋｍを見込んでいる。

（３）その他（　　）
　場　　所：
　工　事　名：
　搬出時間：　ＡＭ　：　～ＰＭ　：
　また、運搬距離は、　　ｋｍを見込んでいる。

5（特定建設資材の分別解体及び再資源化）

受注者は、本工事が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第９条に基づく対象工事（以下「対象建設工事」という。）の場合、同法に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適切な措置を講ずること。

6（再生資源（促進）計画書及び実施書）

１　受注者は、本工事の請負金額が１００万円以上の場合、再生資材の利用及び建設副産物の発生・搬出の有無や多寡に関わらず、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて提出すること。また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

２　受注者は、前項の場合は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を工事完成時に提出すること。なお、再生資材の利用及び建設副産物の発生・搬出が無い場合でも、工事概要のみ記載して提出すること。

３　受注者は、再生資源利用（促進）計画書及び実施書を、建設副産物情報交換システム（ＣＯＢＲＩＳ）により作成すること。

４　受注者は、再生資源利用（促進）計画書及び実施書を工事完成後５年間保存すること。

５　受注者は、土砂を再資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

６　受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

７　受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、再生資源利用促進計画に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と第６項で行った確認結果を委託した搬出者に対して法令等に基づいて通知しなければならない。

８　受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

7（再資源化等報告書）

受注者は、本工事が対象建設工事の場合、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときには、同法第１８条第１項に基づき、以下の事項を記録し報告しなければならない。なお、様式は再生資源利用（促進）実施書とする。

（１）再資源化等が完了した年月日
（２）再資源化等をした施設の名称及び所在地
（３）再資源化等に要した費用

8（建設副産物の利用）

１　建設副産物の再利用については、適正に実施すること。

２　建設副産物の品質等により利用が困難な場合は、監督員と協議すること。

３　建設工事に係る資材の再資源化に関する法律第９条第１項に基づく下記（１）～（３）の対象工事について受注業者は契約前に監督員と協議を行うこと。

（１）　解体工事　（２）　新築工事　（３）　建設以外のものに係る解体工事又は新築工事

その他

（建設リサイクル法に係る特定建設資材以外の資材の取扱い）

下記資材の再資源化を積極的に図ること。

１）施工計画書を作成し、建設副産物の発生抑制・再資源化を図る計画とする。
２）再資源化施設を利用する場合、その距離が５０ｋｍを超える場合は、最終処分とすることができる。
３）産業廃棄物広域認定制度により指定を受けた資材については、当該施設等に運搬する費用が、過大とならないなど、その再資源化が経済性の面において制約が著しくないと認められる場合には、再資源化に努める。
４）新築時の端材は、原則として広域認定制度による製造所等への搬入に努め、再資源化を図る。
５）解体材についても広域制度の認定製造所等と協議し、再資源化に努める。
６）特定建設資材を再利用した場合は、マニフェストや受け入れ証明書等を提出すること。

工　種	資材名	再生方法	備考
土工事	発生土	自・他工事で再利用	土木工事における建設副産物活用の当面の運用及び実施要領（愛媛県土木部）
地業工事	建設汚泥	再資源化施設	同上
鉄筋工事	鉄筋	再資源回収業者等	
鉄骨工事	鉄骨	再資源回収業者等	
ＡＬＣパネル	ＡＬＣパネル	広域認定制度	
押出成形セメント板工事	押出成形セメント板	広域認定制度	
屋根及びとい工事	塩化ビニル管	広域認定制度 塩化ビニル管・継ぎ手協会	
内装工事	ロックウール	広域認定制度	
	グラスウール	広域認定制度	
	石膏ボード	広域認定制度	
金属・建具工事	アルミ材	再資源回収業者等	
	鋼材	再資源回収業者等	
電気設備工事	電線類	再資源回収業者等	
	配管材料	再資源回収業者等	
	機器・盤類	再資源回収業者等	
	蛍光管	再資源回収業者等	
	小型二次電池	再資源回収業者等	
機械設備工事	塩化ビニル管 塩ビライニング管	広域認定制度 塩化ビニル管・継ぎ手協会	
	鋼管など金属類	再資源回収業者等	
	ダクトなど金属類	再資源回収業者等	
	配管・ダクトなどの吊材等	再資源回収業者等	
	グラスウール・ロックウール	広域認定制度	

一級建築士大臣登録　第188991号　松岡　邦吉

本体建物の解体手順

準　備　工　事 → Ⅰ　建築設備の取り外し → Ⅱ　内装材その他の部分取り外し → Ⅲ　屋根葺き材の取り外し → Ⅳ　外装材並びに上部躯体の取り壊し → Ⅴ　基礎躯体の取り壊し → 現　場　分　別 → 各処理施設にて処分

Ⅰ　建築設備の取り外し

※　蛍光灯内にＰＣＢが含まれているか調査の上、監督員に協議の事

適用	躯体品目		現場状況 露出	現場状況 埋込	現場状況 備考	解体手段 手壊し	解体手段 手壊し機械壊し	分別解体方法 先行分別解体	分別解体方法 先行分別解体 部位	分別解体方法 躯体と一体解体	分別解体方法 躯体と一体解体 部位	現場分別品目	処分方法 再資源化〔コンクリート〕	処分方法 再資源化〔アスファルト〕	処分方法 再資源化〔木材〕	処分方法 産業廃棄物
	電気設備関係	照明器具（蛍光灯）										機器，蛍光ランプ				
		照明器具（白熱灯）										機器，白熱ランプ				
		コンセント・スイッチ										プラ屑				
		コンセント・スイッチ										ボックス				
		火報感知器										プラ屑				
		スピーカー										プラ屑				
		時　計														
		火報知器										鉄屑				
		弱電機器										プラ屑				
		分電盤										鉄屑				
		分電盤										ボックス				
		配管（鋼管）										配管 電線・ケーブル				
		配管（鋼管）										配管 電線・ケーブル				
		配管（ビニール系）										配管 電線・ケーブル				
		配管（ビニール系）										配管 電線・ケーブル				
		ボックス類										ボックス				
		ボックス類										ボックス				
		換気扇										プラ屑				
	機械設備関係	衛生陶器（和風大便器）										陶磁器				
		衛生陶器（洋風大便器）										陶磁器				
		衛生陶器（小便器）										陶磁器				
		衛生陶器（洗面器）										陶磁器				
		衛生陶器（掃除流し）										陶磁器				
		水栓類										鉄屑				
		屋内消火栓										鉄屑				
		屋内消火栓														
		排水金物										鉄屑				
		配管（鋼管）										鉄屑				
		配管（鋼管）										鉄屑				
		配管（塩ビ系）										プラ屑				
		配管（塩ビ系）										プラ屑				
		化粧鏡										ガラス				
		水槽／ポンプ類														
		ウォータークーラー														
		クリーンヒータ														
		弁類										プラ屑				

Ⅱ　内装材その他の部分取り外し

適用	躯体品目		現場状況 固定	現場状況 可動	現場状況 備考	解体手段 手壊し	解体手段 手壊し機械壊し	分別解体方法 先行分別解体	分別解体方法 先行分別解体 部位	分別解体方法 躯体と一体解体	分別解体方法 躯体と一体解体 部位	現場分別品目	処分方法 再資源化〔コンクリート〕	処分方法 再資源化〔アスファルト〕	処分方法 再資源化〔木材〕	処分方法 産業廃棄物
	床															
	巾　木															
○	壁	プリント合板	○			○		○				木材			○	
○		木製間仕切	○			○		○				木材			○	
○	天井	ロックウール吸音板	○			○		○				ボード				○
	その他の部分															

※１　モルタルについては、コンクリートと一体解体とし、処分方法は「再資源化（コンクリート）」として取り扱う。
　　ただし、コンクリート殻に付着するモルタルについては再資源化施設との協議を踏まえて、処分方法を決定するものとする。
※２　プラスターは先行分別解体とし、処分方法は「産業廃棄物（がれき類）」として取り扱う。
※３　本仕様書によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書（令和４年版）」による。

令和８年度	工事番号・工事名	大洲農業高校畜産科教棟屋上防水改修工事	名　称	分別解体仕様書（1）	A－05	S= －	愛媛県立大洲農業高等学校

一級建築士大臣登録　第188991号　松岡　邦吉

III　屋根葺き材の取り外し

適用	躯体品目	現場状況			解体手段		分別解体方法					処分方法			
		固定	可動	備考	手壊し	手壊し機械壊し	先行分別解体	部位	躯体と一体解体	部位	現場分別品目	再資源化（コンクリート）	再資源化（アスファルト）	再資源化（木材）	産業廃棄物
	屋上シート防水				○		○								○
	屋上ルーフドレン					○			○		塩ビ製				○
	防水モルタル														
	アルミ笠木（一時撤去・再取付）				○		○								
	折板														
	スレート														

IV　外装材並びに上部躯体の取り壊し

適用	躯体品目	現場状況			解体手段		分別解体方法					処分方法			
		固定	可動	備考	手壊し	手壊し機械壊し	先行分別解体	部位	躯体と一体解体	部位	現場分別品目	再資源化（コンクリート）	再資源化（アスファルト）	再資源化（木材）	産業廃棄物
	金属製建具										アルミ・鉄・ガラス				
	金属製建具										ステンレス・鉄・ガラス				
	手摺										コンクリート基礎				
	階段（木製）										木材				
	アルミパネル														
	タテ樋（塩ビ系）														
	人造石研出し														
	二丁掛タイル														
	テラゾ貼														
	躯体上部コンクリート										コンクリート・鉄筋				
	モルタル（床・壁）　※														

※　躯体と一体解体し、コンクリート殻に付着するモルタルについては再資源化施設との協議を踏まえて解体、処分方法を決定するものとする。

V　基礎躯体の取り壊し

適用	躯体品目	現場状況			解体手段		分別解体方法					処分方法			
		固定	可動	備考	手壊し	手壊し機械壊し	先行分別解体	部位	躯体と一体解体	部位	現場分別品目	再資源化（コンクリート）	再資源化（アスファルト）	再資源化（木材）	産業廃棄物
	土間コンクリート										コンクリート・鉄筋				
	基礎コンクリート										コンクリート・鉄筋				
	地下埋設設備配管（建物内部・鋼管）										鋼管				
	地下埋設設備配管（建物内部・塩ビ管）										塩ビ管				
	地下埋設設備配管（建物内部・ヒューム管）										ヒューム管				
	地下埋設設備配管（建物内部・コンクリート製）										コンクリート・鉄筋				

外構の解体手順

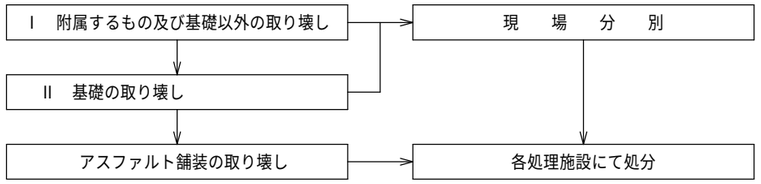

Ⅰ　附属するもの及び基礎以外の取り壊し

適用	躯体品目	現場状況	解体手段		分別解体方法					処分方法			
			手壊し	手壊し機械壊し	先行分別解体	部位	躯体と一体解体	部位	現場分別品目	再資源化（コンクリート）	再資源化（アスファルト）	再資源化（木材）	産業廃棄物
	渡り廊下上屋								鉄骨・折版 スレート・塩ビ樋				
	自転車置場上屋								鉄骨・スレート 塩ビ樋				
	灯油庫・洗濯庫上屋								鉄骨・スレート 木材・塩ビ樋				
	手洗場								コンクリート・鉄筋				
	掃除具入庫								鉄骨				
	受水槽廻りフェンス								フェンス コンクリート				
	樹木												
	石												
	池								コンクリート・鉄筋				

Ⅱ　基礎の取り壊し

適用	躯体品目	現場状況	解体手段		分別解体方法					処分方法			
			手壊し	手壊し機械壊し	先行分別解体	部位	躯体と一体解体	部位	現場分別品目	再資源化（コンクリート）	再資源化（アスファルト）	再資源化（木材）	産業廃棄物
	基礎・土間コンクリート								コンクリート・鉄筋				
	基礎								コンクリート・鉄筋				
	浄化槽								コンクリート・鉄筋				
	コンクリート土間								コンクリート・鉄筋				
	アスファルト舗装								コンクリート・鉄筋 槽内がれき類				
									コンクリート				
									アスファルト				

令和８年度	工事番号・工事名	大洲農業高校畜産科教棟屋上防水改修工事	名　称	分別解体仕様書（2）	A－06	S= －	愛媛県立大洲農業高等学校

一級建築士大臣登録　第188991号　松岡　邦吉

石綿解体標準仕様書

1　共通事項

図面及び本仕様書によるほか、ここに記載されていない事項については国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書（令和４年版）」（以下、「解体仕様書」という。）による。

2　仕様

（１）項目は番号に ◯ 印の付いたものを採用する。

（２）事項内容欄に記載の（　）内の表示番号は、解体仕様書の該当項目を示す。

章		項　目	事　項　内　容
6 石綿含有建材の除去等	①	共通事項 (6.1.1~6.1.3)	・一般事項（6．1．1） 大気汚染防止法及び労働安全衛生法に基づく石綿を含有する、石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等、石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材（以下「石綿含有建材」という。）の除去工事に適用する。 ・施工一般（6．1．2） 大気汚染防止法、廃棄物処理法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則（平成１７年厚生労働省令第２１号、以下「石綿則」という。）その他石綿処理に関する諸法令等に基づき、施工を行う。 ・石綿粉じん濃度測定（6．1．3） 石綿粉じん濃度測定の適用、測定方法、測定時期、測定場所及び測定箇所数は、特記による。
	②	除去工事共通事項 (6.2.1~6.2.9)	・専門工事業者（6．2．1） 石綿含有建材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を、監督員に提出する。 ・石綿作業主任者（6．2．2） 石綿含有建材の除去に当たり、石綿作業主任者技能講習又は平成１８年３月以前の特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選任する。 ・除去作業者（6．2．3） 石綿含有建材の除去に従事する作業者（以下「除去作業者」という。）は、石綿則に基づく特別の教育を受けた者とする。なお、除去作業者は、一般健康診断、石綿健康診断及びじん肺健康診断を受診した者で、肺機能に異常がない者とする。 ・特別管理産業廃棄物管理責任者（6．2．4） 石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等の除去工事では、廃棄物処理法に基づき、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有する者を配置する。 ・施工区画への関係者以外の立入禁止（6．2．5） 作業場、廃棄物保管場所、資器材置場等、除去工事に直接又は間接的に関係する箇所は、関係者以外の立入りを禁止する。 ・表示および掲示（6．2．6） （ア）大気汚染防止法に基づき、事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。 （イ）「建築物等の解体等の作業を行うに当たっての石綿ばく露防止対策等の実施内容の掲示について」に基づき、「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。 （ウ）石綿則に基づき、石綿含有建材の有無の事前調査結果の概要、石綿を取り扱う作業場であること、石綿の人体に及ぼす作用、石綿取扱い上の注意事項及び使用すべき保護具について、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示を行う。 （エ）石綿則に基づき、喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に表示を行う。 ・石綿を保管する容器等への表示（6．2．7） 石綿則に基づき、運搬又は保管する場合の容器等に石綿であること及び取扱い上の注意事項を表示する。 ・保護具等（6．2．8） （ア）作業者は、石綿則に基づき、作業内容に応じ、作業に適した呼吸用保護具を使用する。 （イ）作業者は、半面形の呼吸用保護具を使用する場合は、必要に応じて、保護めがねを併用する。 ・保護衣及び作業衣（6．2．9） （ア）作業者は、石綿則に基づき、保護衣又は作業衣を使用する。 （イ）保護衣は、ＪＩＳ　Ｔ　８１１５（化学防護服）の浮遊固体粉じん防護用密閉服（タイプ５）同等品以上のものとし、使い捨てとする。 （ウ）作業衣は、粉じんが付着しにくく、服内部に侵入しにくいものとする。
	3	石綿含有吹付け材の除去 (6.3.1~6.3.4)	・作業場の隔離等（6．3．1） 石綿則及び大気汚染防止法に基づき、次により、負圧隔離養生を行う。 （ア）壁面、床面等にプラスチックシート等（以下「隔離シート」という。）を接着テープ等で隙間なく接合して貼り付ける。 なお、隔離シートの暑さは、壁面は０．０８㎜以上のものを１重、床面は０．１５㎜以上のものを２重とし、作業場と他の場所を確実に隔離できるものとする。 （イ）隔離した作業場への出入りによる石綿粉じんの外部への漏洩を防止するため、作業場、前室、洗身室及び更衣室の連結した３室で構成されるセキュリティゾーン、廃棄物保管場所、資器材置場等、除去工事に直接又は間接的に関係する箇所の区画を行う。 （ウ）洗身室にはエアシャワー設備を設ける。 （エ）隔離した作業場及びセキュリティゾーン内は、集じん・排気装置を使用し、石綿粉じんを捕集するとともに負圧を維持する。集じん・排気装置は、石綿粉じんの大気への飛散を防止するための、ＨＥＰＡフィルタ又はこれと同等以上の性能を有するエアフィルタ付きの設備とする。 （オ）集じん・排気装置は、使用する場所において、使用前に点検し、漏れがないことを確認する。 （カ）作業開始や集じん・排気装置の設置場所を変更した場合等は、粉じんを迅速に測定できる機器により、集じん・排気装置の排気口からの漏洩の有無を確認し、異常が認められたときは、直ちに作業を中止し必要な措置を講ずる。 （キ）その日の作業を開始する前及び作業を中断したときは、作業場及びセキュリティゾーン内が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずる。 （ク）隔離した作業場の内部で除去作業する場合は、電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する呼吸用保護具を使用する。 ・一般事項（6．3．2） （１）石綿含有吹付け材の除去工法は、特記による。特記がなければ、石綿含有吹付け材を粉じん飛散抑制剤等により湿潤化した後に、除去する。 （２）除去した石綿含有吹付け材等の梱包は、石綿則及び廃棄物処理法に基づき、次による。 （ア）除去作業場所において、厚さが０．１５㎜以上のプラスチック袋等の耐水性の材料の袋の中に入れ、袋の中の空気をよく抜いて、密封する。この際、除去した石綿含有吹付け材等が湿潤化又は固形化していることを確認する。 （イ）前室で高性能真空掃除機等により、プラスチック袋等の耐水性の材料に付着している粉じんを除去する。高性能真空掃除機は、ＨＥＰＡフィルタ又はこれと同等以上の性能を有するエアフィルタを装着した真空掃除機とする。 （ウ）前室又は洗身室で、更に厚さが０．１５㎜以上のプラスチック袋等の耐水性の材料をかぶせ、二重に梱包して密封し、「廃石綿等」であることを表示を行う。 ・除去した石綿含有吹付け材等の保管、運搬、処分等（6．3．3） （ア）除去した石綿含有吹付け材等の保管は、次の（イ）によるほか、５．２．１［特別管理産業廃棄物の保管による。また、運搬及び処分は、次の（ウ）及び（エ）によるほか、５．３．１［特別管理産業廃棄物の運搬及び処分の委託］による。なお、運搬又は処分を委託する場合は、委託契約書及びマニフェストに、固形化又は安定化の方法、廃石綿等が含まれること等を記載する。 （イ）石綿含有吹付け材等を工事現場外へ搬出するまでの間、現場に保管する場合は、一定の保管場所を定め、ほかの建設副産物等と分別して保管し、シート等で覆うなど、飛散防止措置を講ずる。また、保管場所には、廃石綿等の保管場所であることの表示を行う。なお、周辺の生活環境に影響を及ぼさないようにするとともに、分別した廃棄物の種類ごとに廃棄物処理法の「特別管理産業廃棄物保管基準」に基づき、保管する。 （ウ）石綿含有吹付け材等の運搬車及び運搬容器は、石綿含有吹付け材等が飛散及び流出するおそれのないものとする。また、運搬車両の荷台に覆いを掛けるなど飛散防止措置を講ずる。 （エ）石綿含有吹付け材等の処分は、次の（ａ）又は（ｂ）により、処分方法は特記による。 （ａ）埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。 （ｂ）中間処理の場合は、都道府県知事等から設置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う。 ・確認及び後片付け（6．3．4） （ア）関係法令等に基づき、石綿等に関する知識を有する者等により、除去が完了したことを確認する。 （イ）（ア）の確認の後に、除去面に粉じん飛散防止処理剤等を散布する。 （ウ）隔離シートの撤去に先立ち、高性能真空掃除機で養生面、床等の清掃を行う。 （エ）隔離シートに付着した石綿等の粉じんの際飛散を防止するために、シート全面に粉じん飛散防止処理剤を散布する。必要に応じて、粉じん飛散抑制剤を空気中に散布して、石綿を沈降させる。 （オ）隔離シートの撤去は、集じん・排気装置で十分に吸引・ろ過し、原則として、隔離空間内部の空気中の総繊維数濃度を測定して、石綿等の粉じんが処理されたことを確認した後に行う。 なお、床面の隔離シートの撤去は、（カ）の後、最後に行う。 （カ）隔離シート、保護衣、フィルタ等の廃棄物は６．３．２（２）により、飛散防止措置を講ずる。 （キ）隔離シート、保護衣、フィルタ等の廃棄物の保管、運搬及び処分は６．３．３による。 （ク）後片付け終了後は、高性能真空掃除機で床等の清掃を行う。
	4	石綿含有保温材等の除去 (6.4.1~6.4.4)	・石綿含有保温材等の除去（6．4．1） 石綿含有保温材等の除去は、石綿則及び大気汚染防止法に基づき、次により、除去方法は特記による。 （ア）破壊して除去する場合は、３節による。 （イ）原形のまま、手ばらしの場合は、６．４．２から６．４．５までによる。 なお、石綿含有保温材等が欠け、破損等した場合には、直ちにそれらをプラスチック袋に梱包し、高性能真空掃除機により清掃する。 （ウ）作業場の区画は、石綿含有保温材等の除去に伴い、作業場から外部への石綿の飛散防止のため、養生シート等を用いて隔離養生（負圧不要）を行う。 ・工法（6．4．2） （ア）石綿含有保温材等の除去は、６．３．２（１）により、原形のまま、手ばらしで行う。 （イ）除去後の処理は、６．３．４（イ）による。 （ウ）除去した石綿含有保温材等の廃棄物は、６．３．２（２）により、飛散防止措置を講ずる。 ・除去した石綿含有保温材等の保管、運搬及び処分（6．4．3） 除去した石綿含有保温材等の保管、運搬及び処分は、６．３．３による。 ・確認及び後片付け（6．4．4） （ア）関係法令等に基づき、石綿等に関する意識を有する者等により、除去が完了したことを確認する。 （イ）（ア）の確認の後に、除去面に粉じん飛散防止処理剤等を散布する。 （ウ）養生シート等の撤去に当たっては、シート等を十分に清掃する。また、石綿の付着が考えられる場合には、必要に応じて粉じん飛散抑制剤又は粉じん飛散処理剤等を散布する。
	5	石綿含有成形版等の除去 (6.5.1~6.5.4)	・石綿含有成板等の除去（6．5．1） 石綿含有成形板の除去は、石綿則及び大気汚染防止法に基づき、原形のまま、手ばらしで行う。 なお、石綿含有成形板等の除去に伴い、作業場から外部への石綿の飛散防止のため、養生シート等を用いて作業場所の周辺の養生を行う場合は、特記による。 ・工法（6．5．2） （ア）石綿含有成形板の除去は、原形のまま、手ばらしで行う。 なお、やむを得ず切断、破砕等をしなければならない場合は、監督職員と協議のうえ、常時湿潤化した状態で作業を行う。ただし、石綿を含有するけい酸カルシウム板第一種は、養生シート等を用いて作業場所の隔離養生（負圧不要）を行う。 （イ）除去した石綿含有成形板等の集積及び積込みに当たり、高所より投下しないことのほか、粉じんの飛散防止に努める。 （ウ）石綿含有成形板等は、湿潤化のうえ、原形のまま、丈夫なプラスチック袋等に入れるなど、飛散防止措置を講ずる。 ・除去した石綿含有成形板の保管、運搬及び処分（6．5．3） 除去した石綿含有成形板等の保管、運搬及び処分は、次による。 （ア）石綿含有成形板等の保管は、次の（イ）によるほか、４．２．１［建設廃棄物の保管］による。また、運搬及び処分は、次の（ウ）及び（エ）によるほか、４．３．１［建設廃棄物の運搬及び処分の委託］による。 なお、運搬又は処分を委託する場合は、委託契約書及びマニフェストに、石綿含有産業廃棄物が含まれることを記載する。 （イ）石綿含有成形板等を工事現場外へ搬出するまでの間、現場に保管する場合は、一定の保管場所を定め、ほかの建設副産物等と分別して保管し、シートで覆うなど、飛散防止措置を講ずる。また、保管場所には、石綿含有産業廃棄物保管所であることの表示を行う。 なお、周辺の生活環境に影響を及ぼさないようにするとともに、分別した廃棄物の種類ごとに、廃棄物処理法の「産業廃棄物保管基準」に基づき保管する。 （ウ）石綿含有成形板等の運搬車及び運搬容器は、石綿含有成形板等が飛散及び流出するおそれがないものとする。また、運搬車両の荷台に覆いをかけるなど、飛散防止措置を講ずる。 （エ）石綿含有成形板等の処分は、次による。 （ａ）石綿含有せっこうボードは、管理型最終処分場で埋立処分する。 （ｂ）石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板等の処分は、埋立処分又は中間処理とし、適用は特記による。 ①　埋立処分の場合は、石綿含有産業廃棄物として、安定型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。 ②　中間処理の場合は、６．３．３（エ）（ｂ）による。 ・確認及び後片付け（6．5．4） 確認及び後片付けは、次による。 （ア）関係法令等に基づき、石綿等に関する知識を有する者等により、除去が完了したことを確認する。 （イ）養生シート等の撤去にあたっては、シート等を十分に清掃する。
	6	石綿含有仕上塗材の除去 (6.6.1~6.5.5)	・石綿含有仕上塗材の除去（6．6．1） 石綿含有仕上塗材の除去は、石綿則及び大気汚染防止法に基づき除去することとし、除去工法は特記による。なお、設計図書に定められた工法による除去が困難な場合は、監督職員と協議する。 ・作業場の区画（6．6．2） 電気グラインダー等の電動工具により除去を行う場合は、作業場から外部への石綿の飛散防止のため、養生シート等で作業場所の隔離養生（負圧不要）を行う。 ・工法（6．6．3） 工法は、次による。 （ア）石綿含有仕上塗材の除去は、高圧水洗工法や剥離剤を用いる工法等により、湿潤化した状態で行う。 （イ）電気グラインダー等の電動工具により除去を行う場合は、除去する石綿含有仕上塗材を常時湿潤化した状態で作業を行う。 なお、湿潤化が著しく困難な場合は、除じん性能を有する電動工具を使用するなど、粉じんの発散を防止する。 （ウ）除去した石綿含有仕上塗材の廃棄物は、耐水性のプラスチック袋等により、二重で梱包する。 ・除去した石綿含有仕上塗材の保管、運搬及び処分（6．6．4） 除去した石綿含有仕上塗材の保管、運搬及び処分は、６．５．４による。ただし、汚泥として処理が必要な場合は、特記による。 ・確認及び後片付け（6．6．5） 確認及び後片付けは、６．５．４による。

令和８年度	工事番号・工事名	大洲農業高校畜産科教棟屋上防水改修工事	名　称	石綿解体標準仕様書（1）	A－07	S= －	愛媛県立大洲農業高等学校

一級建築士大臣登録　第188991号　松岡　邦吉

【参考】石綿飛散及びばく露防止対策の概要

・建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和３年３月）
厚生労働省　労働基準局　安全衛生部　化学物質対策課・環境省　水・大気環境局　大気環境課　参照

石綿含有建材除去等の工法	切断等による除去				切断等によらない除去			封じ込め、囲い込み		除　去				除　去				石綿含有建材除去等の工法
建築材料の種類	石綿含有吹付け材【レベル１】		石綿含有保温材等【レベル２】		屋根用折半裏断熱材	石綿含有保温材等【レベル２】	配管保温材	石綿含有吹付け材【レベル１】 石綿含有保温材等【レベル２】		石綿含有成形板等【レベル３】				石綿含有仕上塗材【レベル３相当】				建築材料の種類
								切断等あり	切断等なし※３	石綿含有成形板等		石綿含有ケイカル板　第１種		切断等あり（電動工具使用）《隔離養生等》	切断等あり（電動工具なし）《湿潤化》			
飛散防止方法	作業場を負圧隔離養生等	特殊工法（※１）	作業場を負圧隔離養生等	特殊工法（※１）	断熱材を折半につけたまま除去	湿潤化して原形のまま取り外し	非石綿部での切断除去	作業場を負圧隔離養生等	作業場を隔離養生（負圧不要）等	湿潤化等	原形のまま取り外し	隔離養生等（負圧不要）湿潤化等	原形のまま取り外し	（例）ディスクグラインダー工法	（例）集塵装置付きディスクグラインダー工法	（例）高圧水洗工法	（例）剥離剤併用手工具ケレン工法	飛散防止方法
事前調査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	事前調査
事前調査結果の報告	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	事前調査結果の報告
事前調査結果の備付	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	事前調査結果の備付
作業計画の作成	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	作業計画の作成
法令等に基づく届出	○	○	○	○	○	○	安衛法・石綿則は必要	○	○	（不要）	（不要）	（不要）	（不要）	（不要）	（不要）	（不要）	（不要）	法令等に基づく届出
事前調査結果の掲示	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	事前調査結果の掲示
作業実施の掲示	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	作業実施の掲示
喫煙・飲食禁止掲示	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	喫煙・飲食禁止掲示
作業主任者の専任	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	作業主任者の専任
特別教育	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	特別教育
保護具着用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	防じんマスク又は電動ファン付	防じんマスク又は電動ファン付	電動ファン付	防じんマスク又は電動ファン付	電動ファン付	電動ファン付	防じんマスク又は電動ファン付※６	防じんマスク又は電動ファン付※６	保護具着用
関係者以外の作業場への立入禁止	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	関係者以外の作業場への立入禁止
隔離	負圧隔離養生	グローブバック	負圧隔離養生	グローブバック	隔離養生（負圧不要）※４	隔離養生（負圧不要）※４		負圧隔離養生	隔離養生（負圧不要）※４			隔離養生（負圧不要）※５		隔離養生（負圧不要）	隔離養生（負圧不要）※５			隔離
セキュリティーゾーンの設置	○		○					○										セキュリティーゾーンの設置
負圧の確保、集じん排気装置の設置	○	高性能真空掃除機	○	高性能真空掃除機				○										負圧の確保、集じん排気装置の設置
機器による漏えいの確認	○	必要に応じて	○	必要に応じて				○										機器による漏えいの確認
負圧の確認	○		○					○										負圧の確認
湿潤化等※２	○	○	○	○	○	○		○		○	（実施が望ましい）	○	（実施が望ましい）	○	○ ※５	○	○	湿潤化等※２
清掃	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	清掃
取り残し等の確認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	取り残し等の確認
粉じん飛散防止処理	○	○	○	○	○	○		○	○									粉じん飛散防止処理
隔離解除のための粉じん飛散状況の確認	○		○					○										隔離解除のための粉じん飛散状況の確認
各種記録・保管	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	各種記録・保管
（飛沫防止等の養生）																（※７）	（※７）	（飛沫防止等の養生）
（床防水養生）																（※７）		（床防水養生）
（汚染水処理）																（※７）		（汚染水処理）

【凡例】上記の ○ 印は、法令上求められる措置を示す。

（※１）局所的に使用するグローブバック工法
（※２）石綿等の湿潤化、粉じん性能を有する電動工具の使用その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置のいずれかの措置を行う
（※３）石綿含有吹付け材の囲い込み、または石綿含有保温材等の封じ込め若しくは囲い込みの場合のみ。石綿含有吹付け材の封じ込めを行う場合は、切断等の有無に係らず作業場の負圧隔離養生等を行う
（※４）劣化による飛散が想定される場合は、負圧隔離養生等を行う。また、劣化により切断等によらない工法で除却等を行うことが難しい場合は、切断等による工法で除却を行う
（※５）湿潤化及び隔離養生（負圧不要）と同等以上の効果を有する措置を講じる場合は不要
（※６）剥離剤工法の場合、使用する剥離剤及び工程に合わせて送気マスク等の適切な呼吸用保護具を着用する必要がある
（※７）適切な石綿飛散防止対策の徹底を図るために必要な措置

注　意　事　項	備　　考
１　「負圧不要」とされているものについても、劣化による飛散が想定される場合は、負圧隔離養生等を行う。 ２　劣化により切断等によらない工法で除去等を行うことが困難な場合は、切断等による工法で除去を行う、 ３　内装仕上げに用いられる石綿含有ひる石吹付け材及び石綿含有パーライト吹付け材については、大気汚染防止法における「吹付け石綿」及び石綿則における「吹き付けられた石綿」に分類されることから、石綿含有仕上塗材に含まれない。	１　「同等の要件を満たす場合」とは、少なくとも、以下に掲げる全ての事項を満足すること。 ・集じん機能を備えたカバー付きの工具であること。 ・集じん装置はＨＥＰＡフィルタを有し、集じんした石綿等が作業空間その他外部環境に漏出しないこと。 ・当該集じん装置付き工具の集じん性能として、作業中の作業場所の総繊維濃度が０．１５本／ｃｍ３（作業環境の石綿管理濃度）を下回ることが示されていること。 ２　石綿含有ケイカル板（第１種）を切断等する際の隔離養生については、特記による。特記がない場合は、次による。 屋内で隔離養生（負圧不要）を行う場合は、天井裏や壁に隙間がないことを確認の上、隙間が認められる場合はあらかじめプラスチックシート等で養生する。 また、開口部や吹出口等については目張りし、出入口はプラスチックシート等を垂らして飛散を防止する。床面についても、プラスチックシート等で養生する。 （壁面についても、プラスチックシート等で養生することが望ましい。）

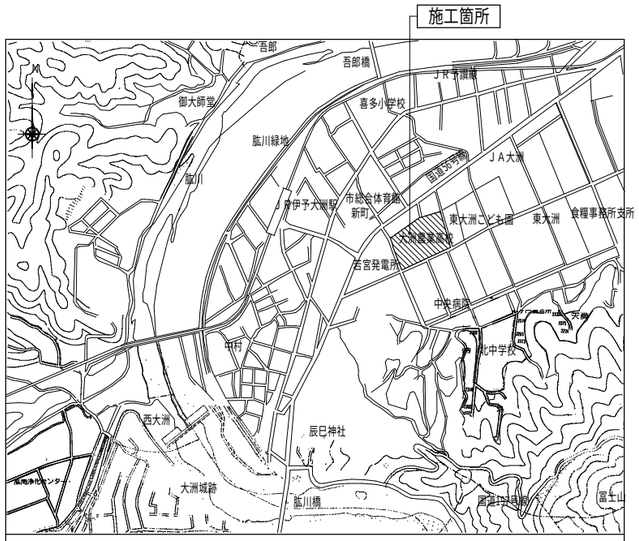

付 近 見 取 図

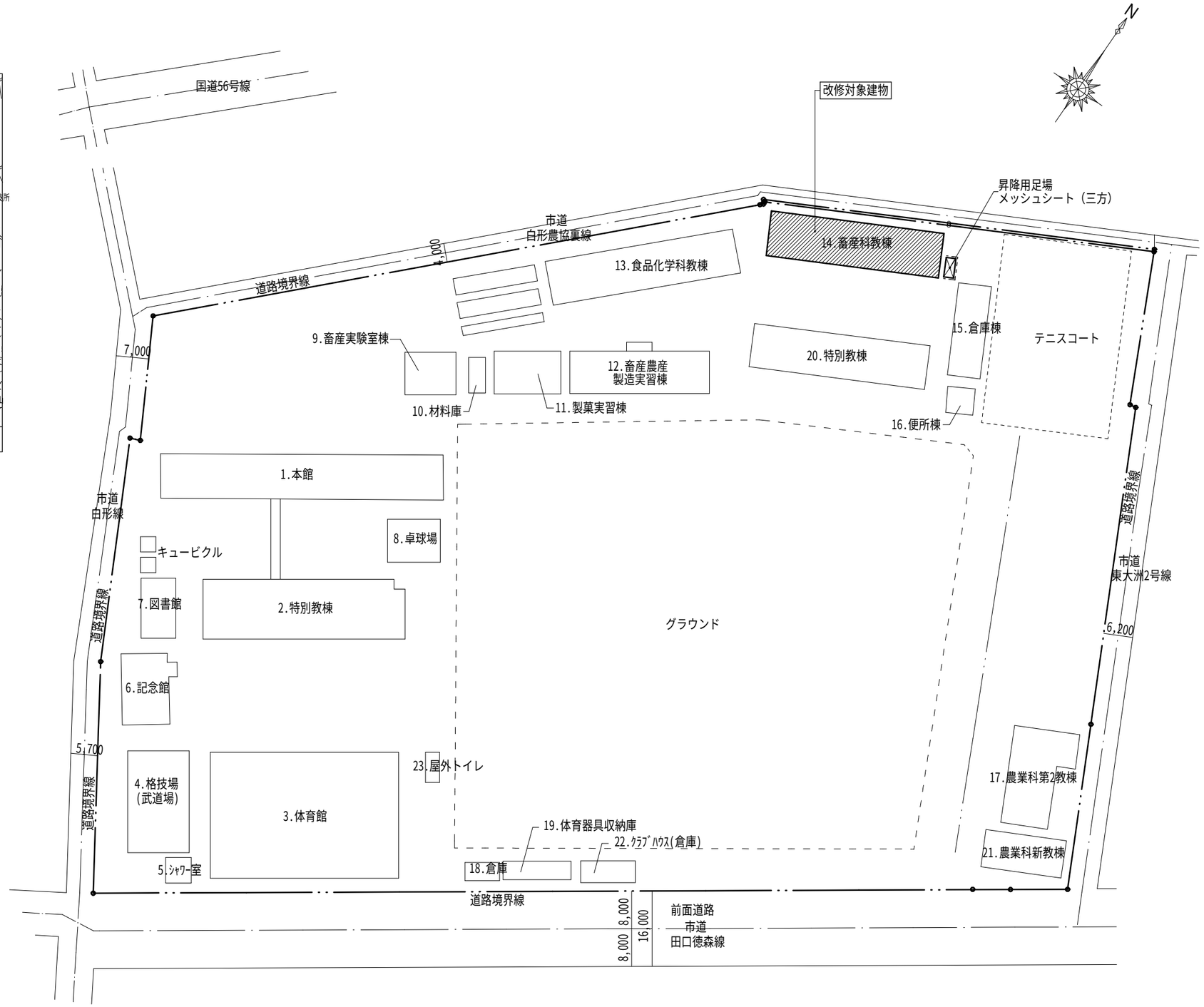

敷地配置図　S=1:800

令和８年度	工事番号・工事名	大洲農業高校畜産科教棟屋上防水改修工事	名　称	付近見取図・敷地配置図	A－０９	S=1:800	愛媛県立大洲農業高等学校

一級建築士大臣登録　第188991号　松岡　邦吉

【 参考図 】

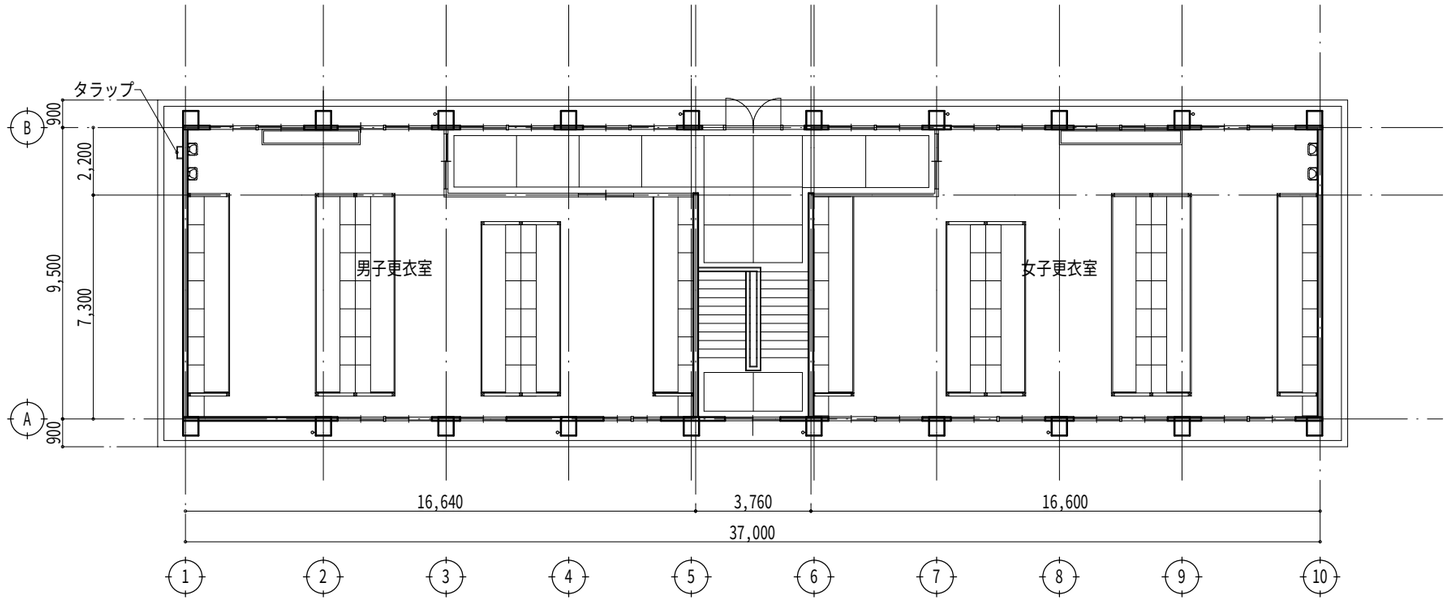

2階平面図　S=1:200

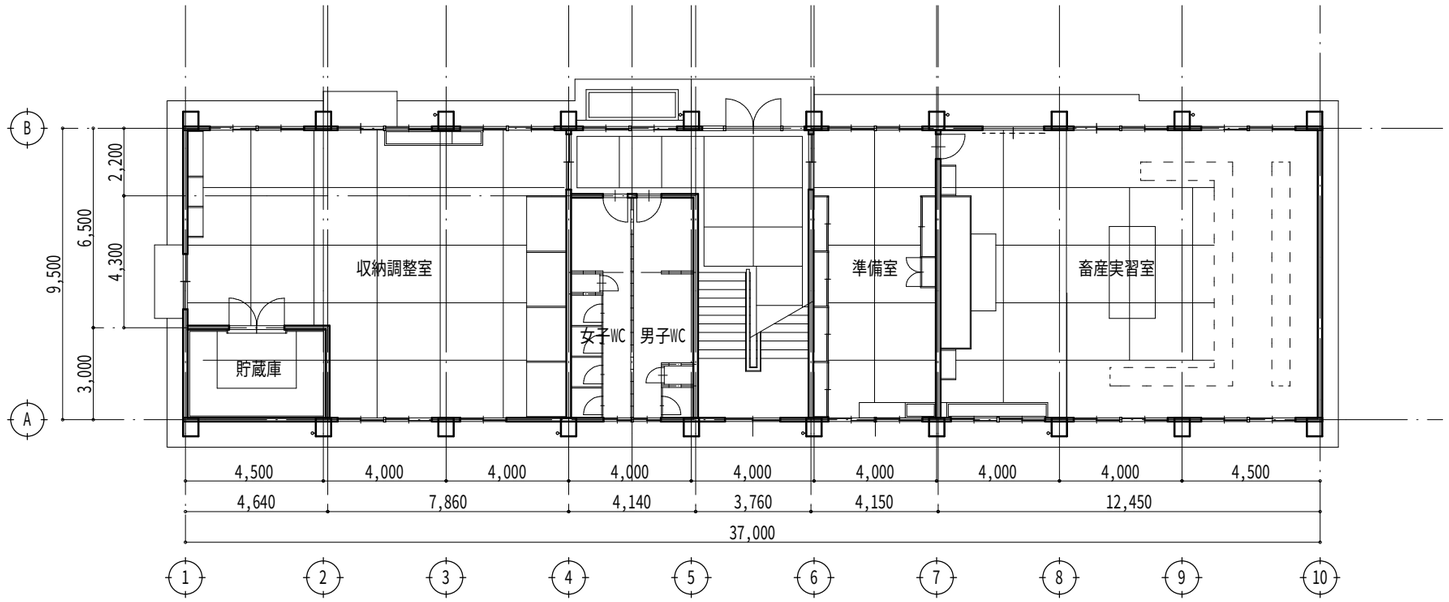

1階平面図　S=1:200

令和８年度	工事番号・工事名	大洲農業高校畜産科教棟屋上防水改修工事	名　称	【参考図】１・２階平面図	A－１０	S=1:200	愛媛県立大洲農業高等学校

一級建築士大臣登録　第188991号　松岡　邦吉

【 参考図 】

北側立面図　S=1:200

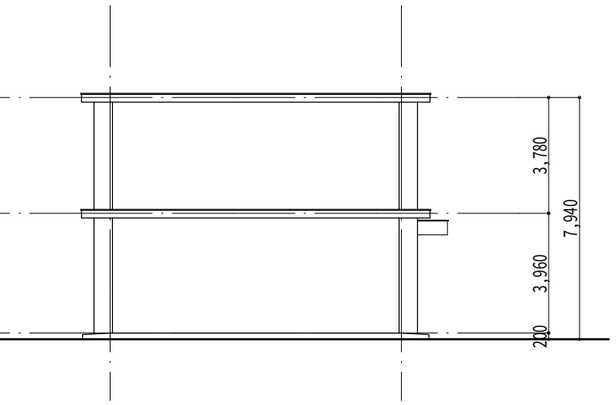

西側立面図　S=1:200

南側立面図　S=1:200

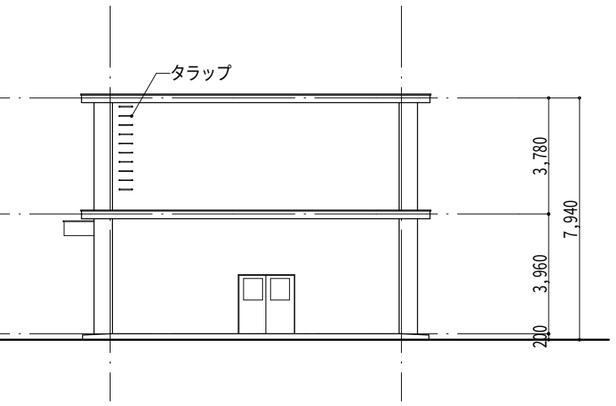

東側立面図　S=1:200

令和８年度	工事番号・工事名	大洲農業高校畜産科教棟屋上防水改修工事	名　称	【参考図】立面図	A－１１	S=1:200	愛媛県立大洲農業高等学校

一級建築士大臣登録　第188991号　松岡　邦吉

【 改修前 】

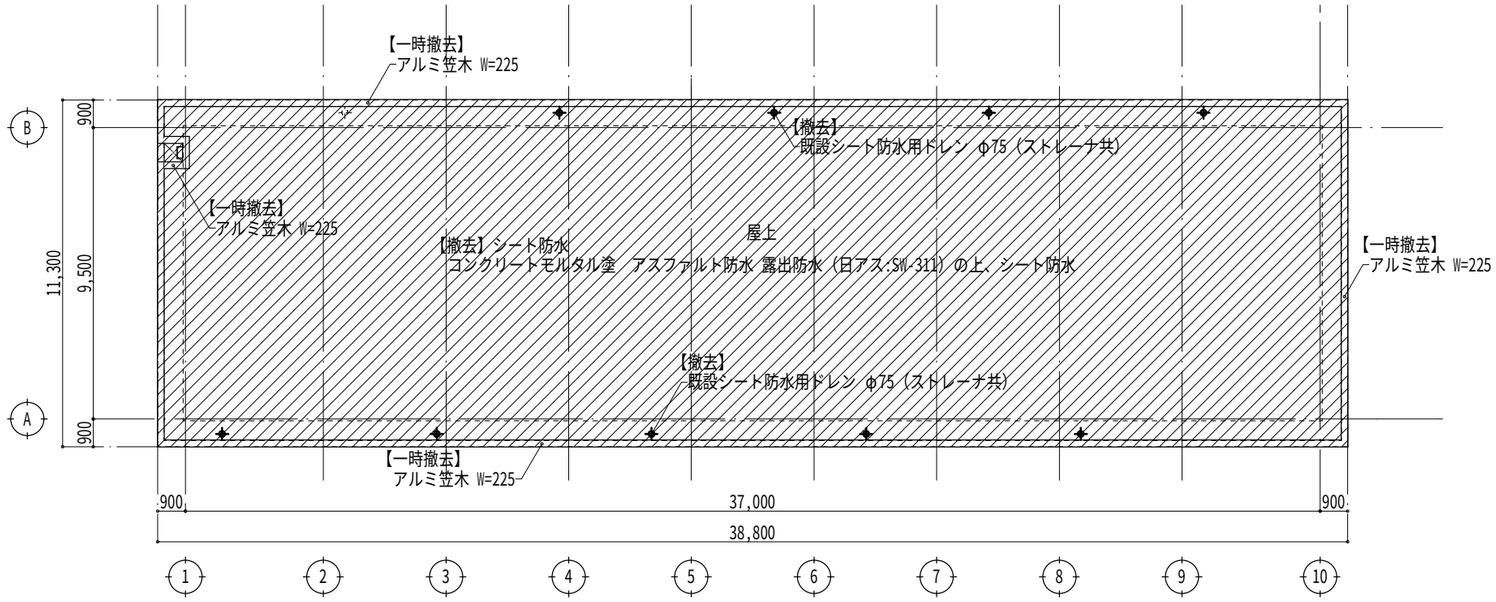

= 凡 例 =

：改修（撤去）範囲を示す

R階平面図 S=1:200

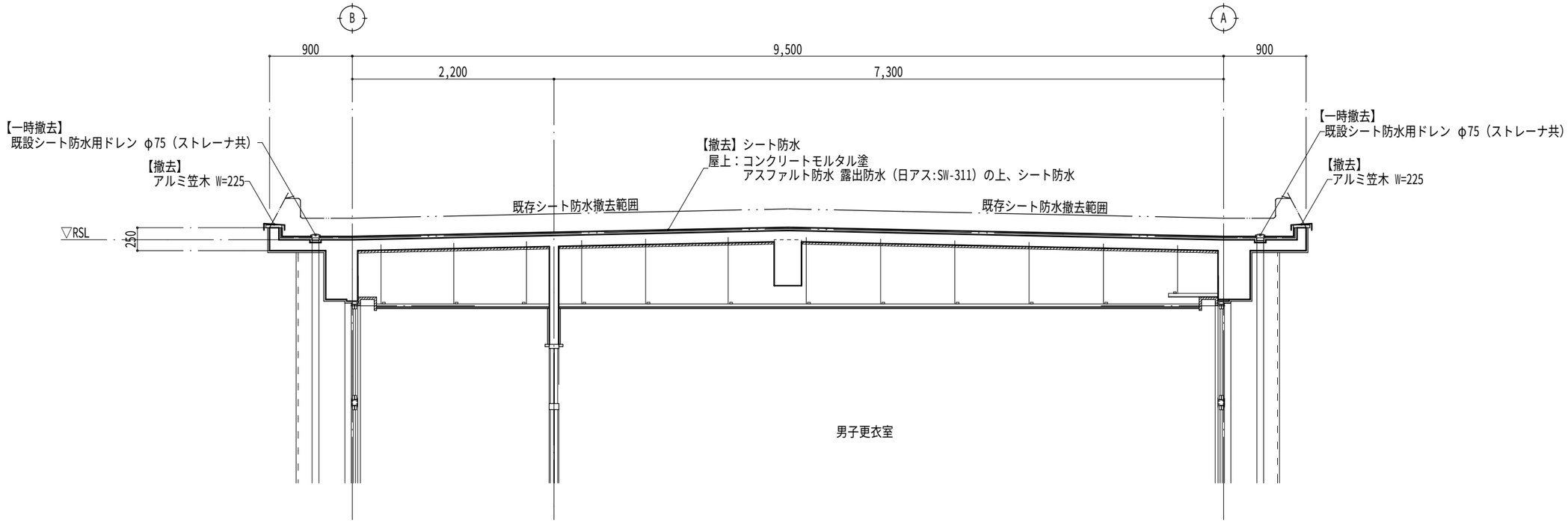

屋上部分断面図 S=1:50

令和８年度	工事番号・工事名	大洲農業高校畜産科教棟屋上防水改修工事	名 称	【改修前】屋上階平面図・屋上部分断面図	A－１２	S=1:50･200	愛媛県立大洲農業高等学校

一級建築士大臣登録 第188991号 松岡 邦吉

【 改修後 】

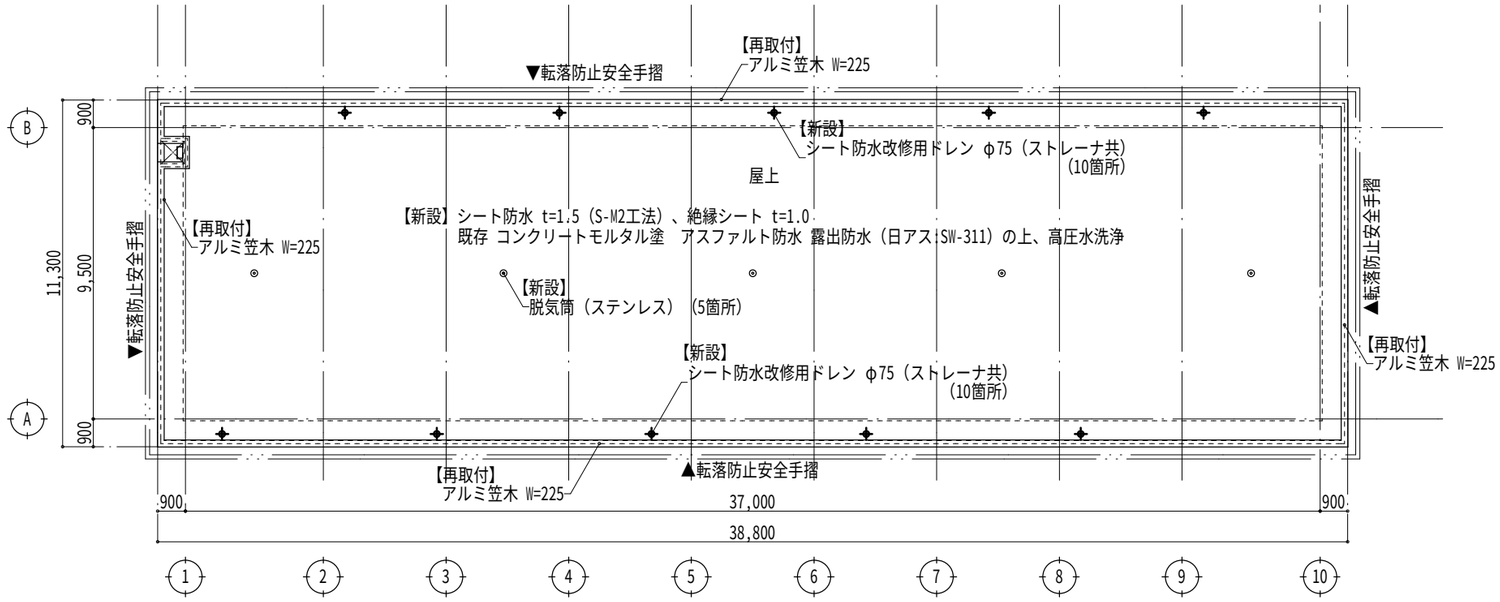

= 凡 例 =

——— ：新設（実線部）範囲を示す

R階平面図 S=1:200

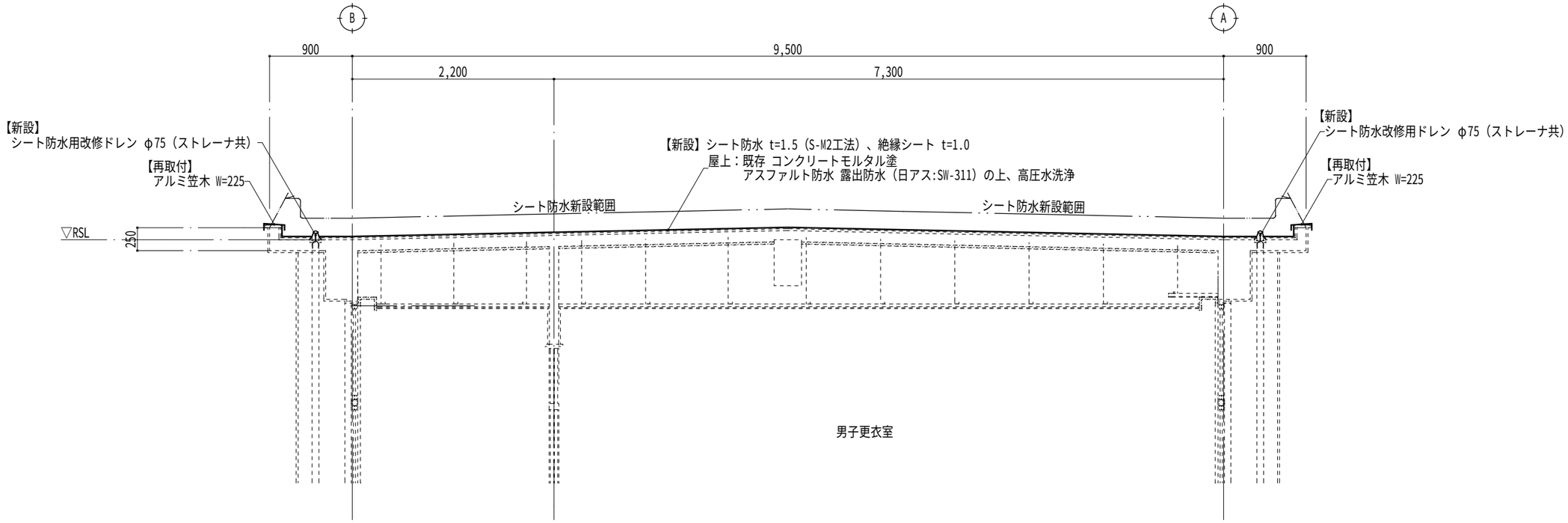

屋上部分断面図 S=1:50

令和８年度	工事番号・工事名	大洲農業高校畜産科教棟屋上防水改修工事	名 称	【改修後】屋上階平面図・屋上部分断面図	A－１３	S=1:50･200	愛媛県立大洲農業高等学校

一級建築士大臣登録 第188991号 松岡 邦吉

部 分 詳 細 図　　S=1:5

【 改修前 】

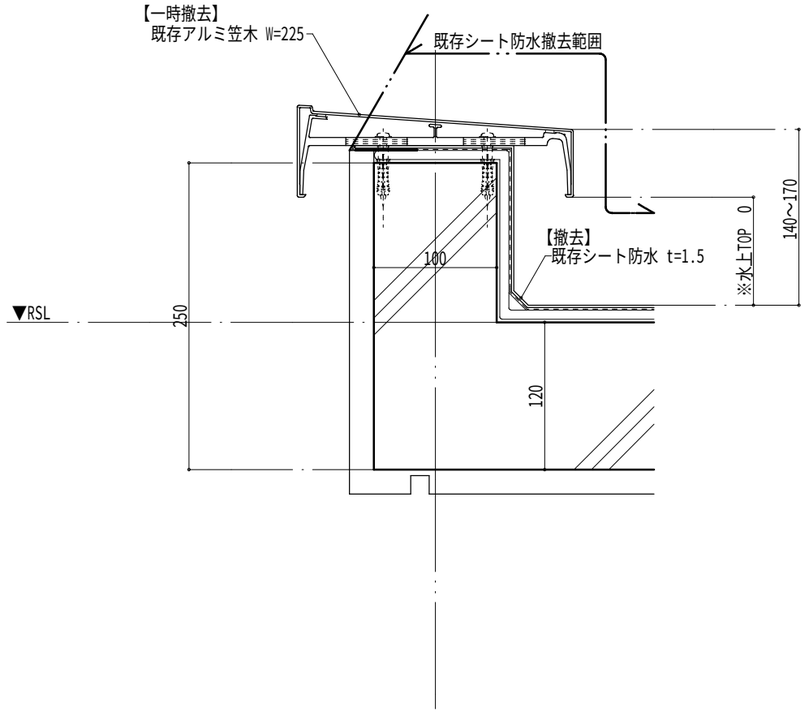

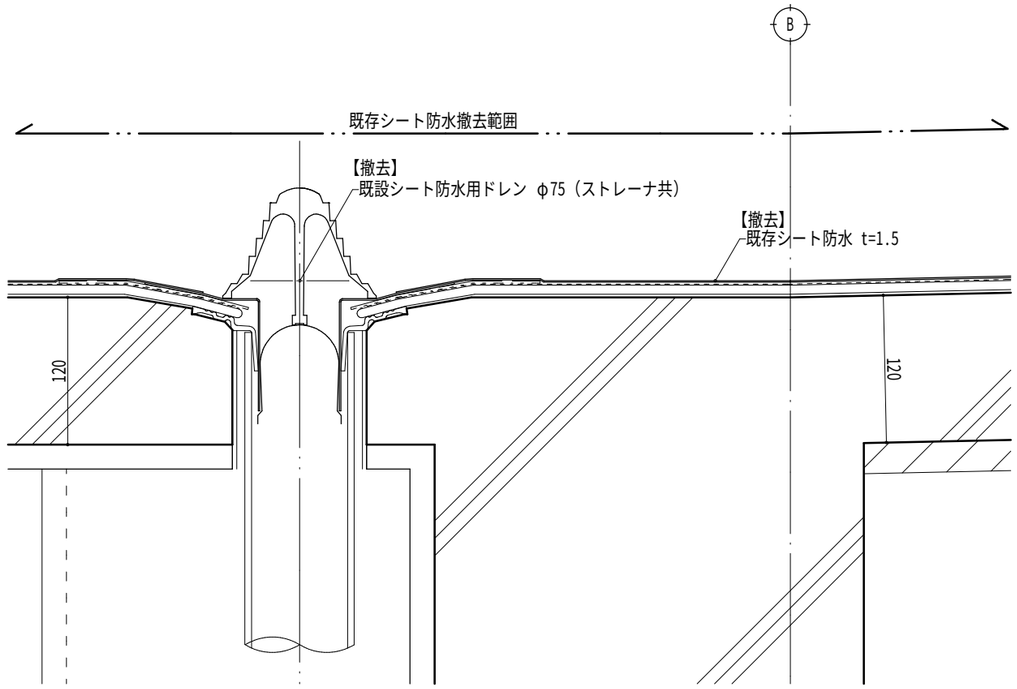

【 改修後 】

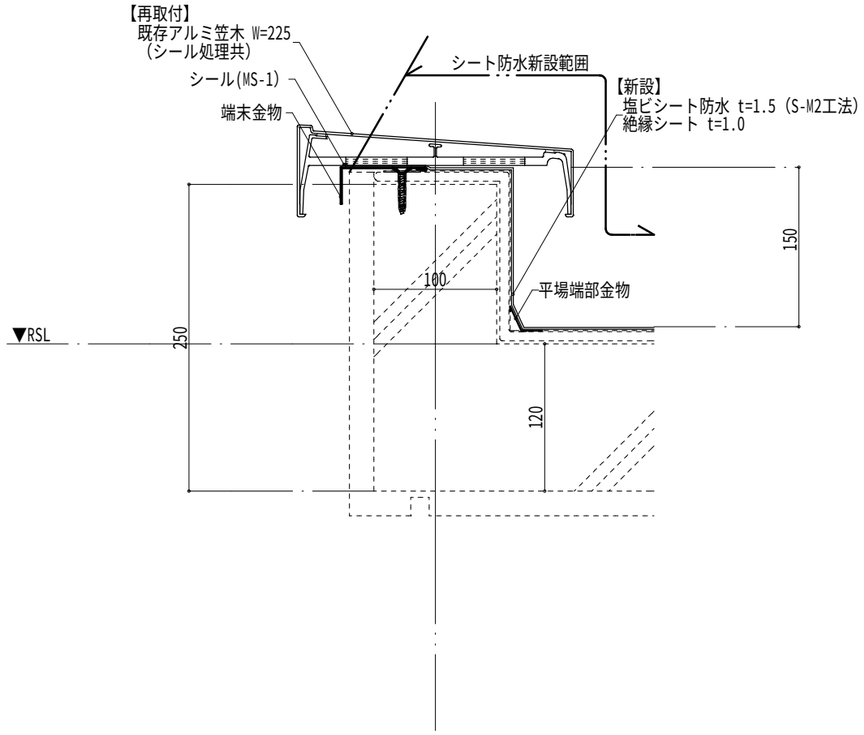

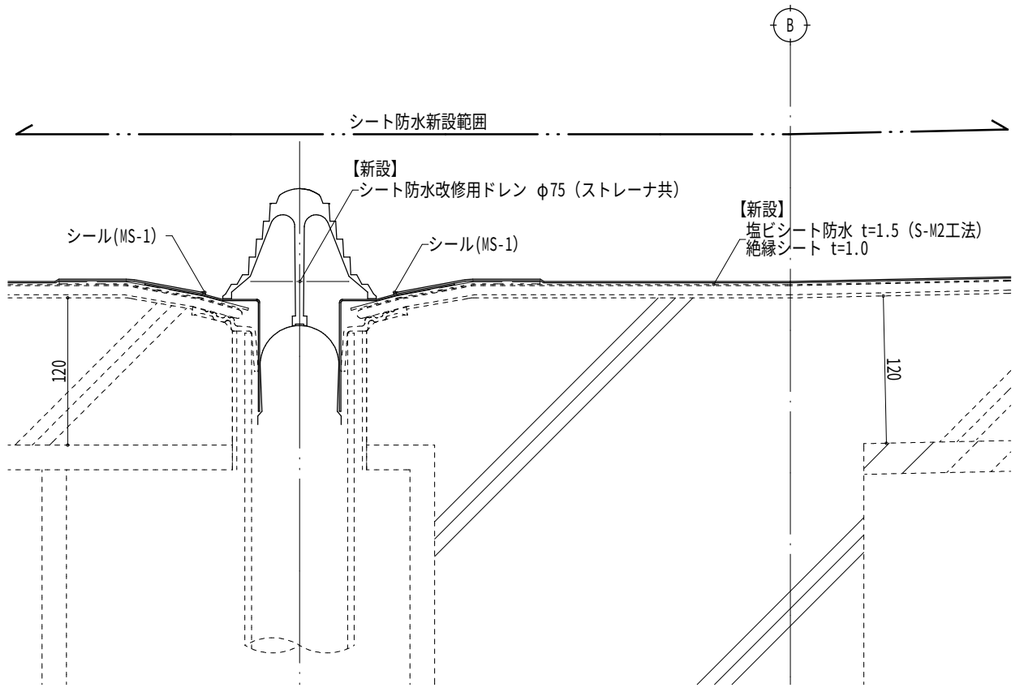

令和８年度	工事番号・工事名	大洲農業高校畜産科教棟屋上防水改修工事	名　称	【改修前・改修後】屋上部分詳細図	A－１４	S=1:5	愛媛県立大洲農業高等学校

一級建築士大臣登録　第188991号　松岡　邦吉

【 改修前 】

天 井 撤 去 範 囲

番号	算 定 式	㎡	番号	算 定 式	㎡	番号	算 定 式	㎡	番号	算 定 式	㎡
①	4.10x1.83	7.503	⑯	(0.60x0.30)+(0.60x0.15)	0.270	㉛	(0.82x0.90)-(0.30x0.30x2枚)	0.558	㊻	3.60x0.30	1.080
②	4.10x0.60	2.460	⑰	(0.60x0.30x5枚)	0.900	㉜	(0.60x0.30x4枚)	0.720	㊼	3.60x0.30	1.080
③	(0.60x0.30x10枚)	1.800	⑱	3.60x0.60	2.160	㉝	3.60x2.73	9.720	㊽	0.60x0.30	0.180
④	(0.92x0.55)-(0.36x0.25)	0.416	⑲	(0.60x0.30x6枚)	1.080	㉞	3.60x0.60	2.160	㊾	3.60x4.80	17.280
⑤	(1.38x3.30)+(0.25x0.38)-(0.30x0.30x5枚)	4.199	⑳	(0.98x1.20)+(0.30x0.30x2枚)	1.356	㉟	3.60x0.60	2.160			
⑥	(1.38x0.30)+(1.50x0.30)+(0.30x0.30x2枚)	1.044	㉑	3.60x0.60	2.160	㊱	(0.62x0.90)-(0.30x0.30x2枚)	0.378			
⑦	(0.60x0.30x2枚)+(0.30x0.30x1枚)	0.450	㉒	(0.63x1.02)-(0.21x0.81)-(0.30x0.30)	0.383	㊲	(0.60x0.30x14枚)	2.520			
⑧	3.60x0.60	2.160	㉓	(0.78x0.90)-((0.60x0.30)+(0.30x0.30))	0.432	㊳	3.60x0.60	2.160			
⑨	(0.60x0.30x4枚)+(0.30x0.30x2枚)	0.900	㉔	(0.60x0.30x9枚)	1.620	㊴	(0.60x0.30x15枚)	2.700			
⑩	(0.60x0.30x4枚)+(0.30x0.30x2枚)	0.900	㉕	(0.60x0.30)+(0.30x0.30)	0.270	㊵	3.60x0.60	2.160			
⑪	(0.60x0.30x2枚)+(0.30x0.30x2枚)	0.540	㉖	(0.60x0.30)+(0.30x0.30)	0.270	㊶	(0.82x0.60)-(0.30x0.30)	0.402			
⑫	3.60x0.60	2.160	㉗	(0.60x0.30x2枚)+(0.30x0.30)	0.450	㊷	4.10x0.60	2.460			
⑬	(0.60x0.30x1枚)+((0.43x1.42)-(0.21x1.20))	0.539	㉘	(0.60x0.30x25枚)	4.500	㊸	(0.60x0.30x4枚)	0.720			
⑭	(0.60x0.30x3枚)	0.540	㉙	(0.60x0.30)	0.180	㊹	3.60x0.30	1.080			
⑮	((0.43x0.98)-(0.21x0.77))+(0.68x0.30x2枚)+(0.98x0.30)	0.962	㉚	(0.60x0.30x2枚)	0.360	㊺	3.60x0.30	1.080			

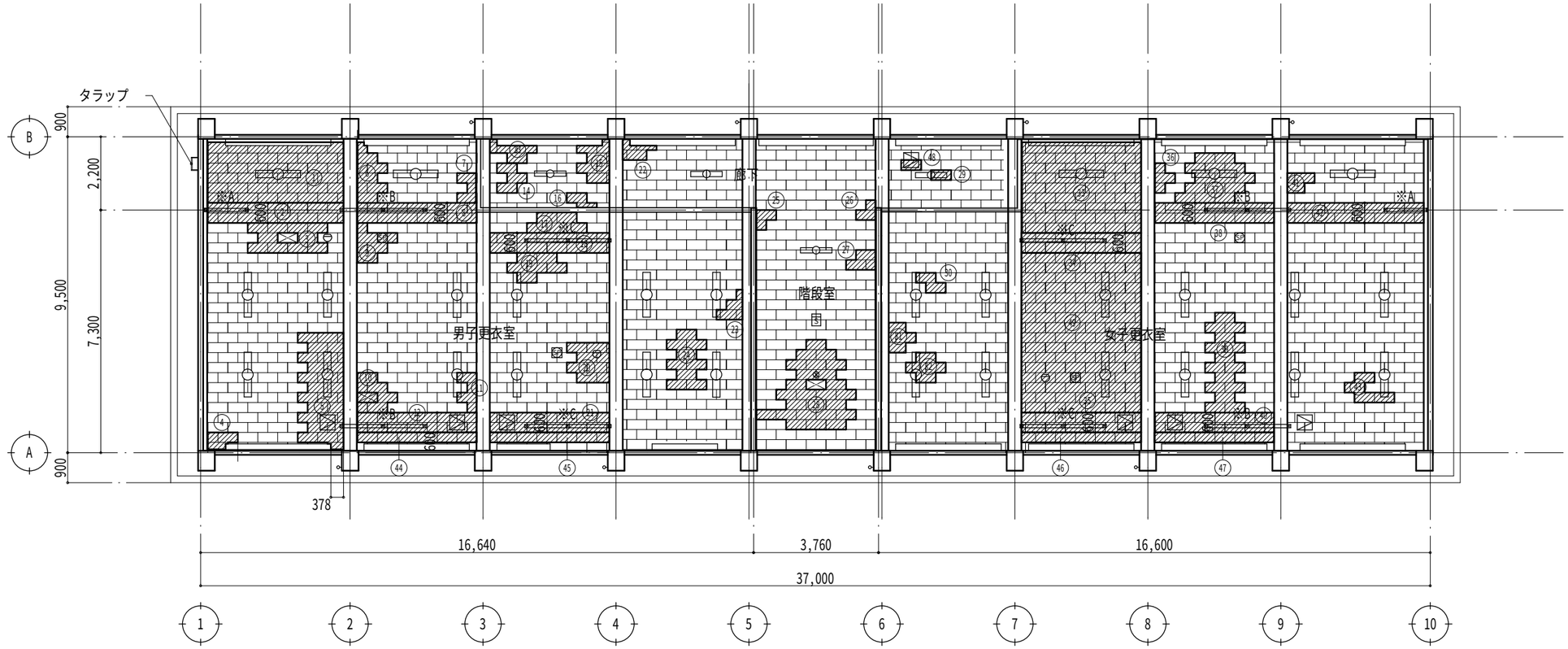

2階天井伏図　S=1:150

= 凡　例 =　※機器類については一時撤去とする

- ：改修（撤去）範囲を示す
- ：剥落箇所を示す
- 【一時撤去】x11箇所 ：照明器具（40Wx1）を示す
- 【撤去】x5箇所 ：天井点検口（450x450アルミ製）を示す
- 【一時撤去】x1箇所 ：照明器具（20Wx1）を示す
- 【既存のまま】 S ：煙感知器(露出型)を示す
- 【一時撤去】x2箇所 ：差動式スポット型感知器を示す
- 【一時撤去】x2箇所 SP ：スピーカー(天井付)を示す
- ⊗ ：位置ボックス(天井付)を示す（※外れている為、天井張替後再取付）

※A～C　木軸間仕切壁【上部取合い部分撤去】(別図詳細図参照)

※　仕上材（仮定厚さ）ロックウール吸音板 t=9.0（直貼り）

令和８年度	工事番号・工事名	大洲農業高校畜産科教棟屋上防水改修工事	名　称	【改修前】２階天井伏図	A－15	S=1:200	愛媛県立大洲農業高等学校

一級建築士大臣登録　第188991号　松岡　邦吉

【 改修後 】

天井新設範囲											
番号	算定式	㎡	番号	算定式	㎡	番号	算定式	㎡	番号	算定式	㎡
①	4.10x1.83	7.503	⑯	(0.60x0.30)+(0.60x0.15)	0.270	㉛	(0.82x0.90)-(0.30x0.30x2枚)	0.558	㊻	3.60x0.30	1.080
②	4.10x0.60	2.460	⑰	(0.60x0.30x5枚)	0.900	㉜	(0.60x0.30x4枚)	0.720	㊼	3.60x0.30	1.080
③	(0.60x0.30x11枚)	1.980	⑱	3.60x0.60	2.160	㉝	3.60x2.73	9.720	㊽	0.60x0.30	0.180
④	(0.92x0.55)-(0.36x0.25)	0.416	⑲	(0.60x0.30x6枚)	1.080	㉞	3.60x0.60	2.160	㊾	3.60x4.80	17.280
⑤	(1.38x3.30)+(0.25x0.38)-(0.30x0.30x5枚)	4.199	⑳	(0.98x1.20)+(0.30x0.30x2枚)	1.356	㉟	3.60x0.60	2.160			
⑥	(1.38x0.30)+(1.50x0.30)+(0.30x0.30x2枚)	1.044	㉑	3.60x0.60	2.160	㊱	(0.62x0.90)-(0.30x0.30x2枚)	0.378			
⑦	(0.60x0.30x2枚)+(0.30x0.30x1枚)	0.450	㉒	(0.63x1.02)-(0.21x0.81)-(0.30x0.30)	0.383	㊲	(0.60x0.30x14枚)	2.520			
⑧	3.60x0.60	2.160	㉓	(0.78x0.90)-((0.60x0.30)+(0.30x0.30))	0.432	㊳	3.60x0.60	2.160			
⑨	(0.60x0.30x4枚)+(0.30x0.30x2枚)	0.900	㉔	(0.60x0.30x9枚)	1.620	㊴	(0.60x0.30x15枚)	2.700			
⑩	(0.60x0.30x5枚)+(0.30x0.30x2枚)	1.080	㉕	(0.60x0.30)+(0.30x0.30)	0.270	㊵	3.60x0.60	2.160			
⑪	(0.60x0.30x2枚)+(0.30x0.30x2枚)	0.540	㉖	(0.60x0.30)+(0.30x0.30)	0.270	㊶	(0.82x0.60)-(0.30x0.30)	0.402			
⑫	3.60x0.60	2.160	㉗	(0.60x0.30x2枚)+(0.30x0.30)	0.450	㊷	4.10x0.60	2.460			
⑬	(0.60x0.30x1枚)+((0.43x1.42)-(0.21x1.20))	0.539	㉘	(0.60x0.30x26枚)	4.680	㊸	(0.60x0.30x4枚)	0.720			
⑭	(0.60x0.30x3枚)	0.540	㉙	(0.60x0.30)	0.180	㊹	3.60x0.30	1.080			
⑮	((0.43x0.98)-(0.21x0.77))+(0.68x0.30x2枚)+(0.98x0.30)	0.962	㉚	(0.60x0.30x2枚)	0.360	㊺	3.60x0.30	1.080			

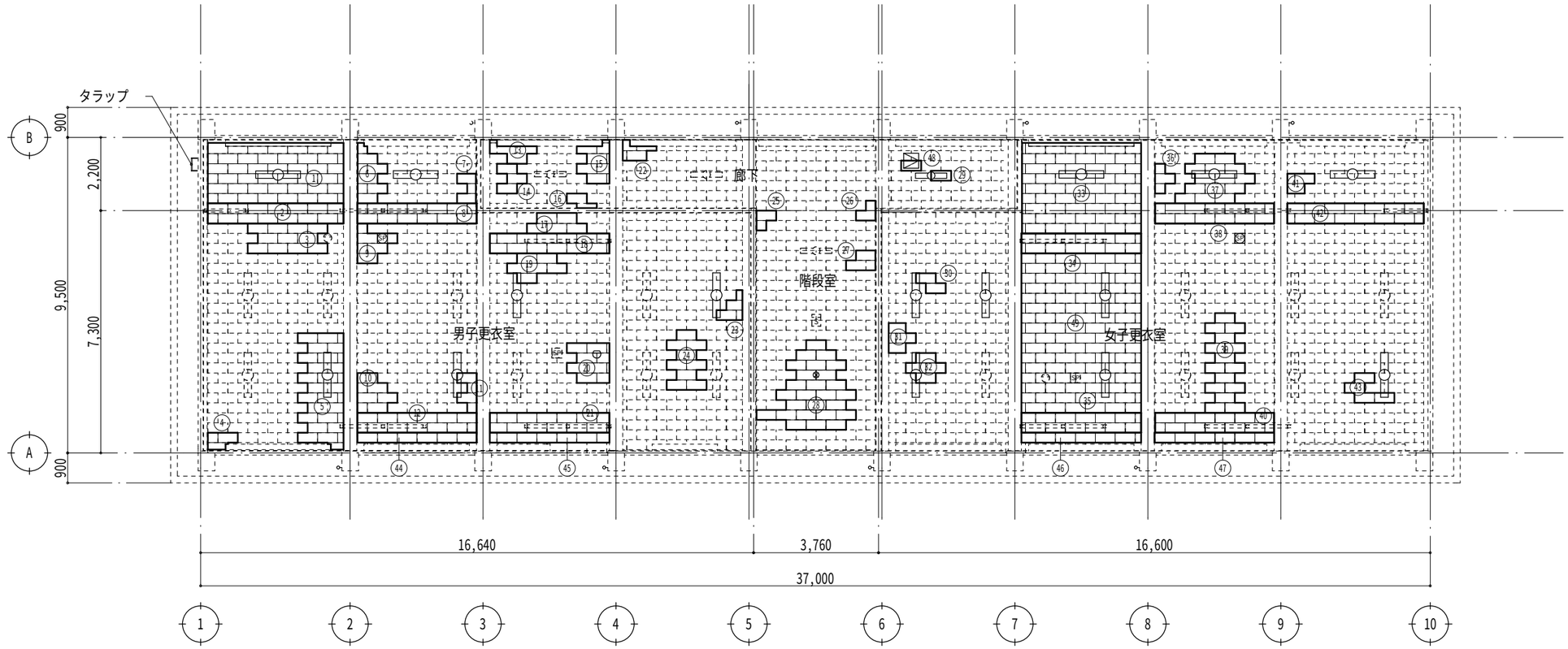

2階天井伏図　S=1:150

= 凡　例 =　※機器類については再取付とする

——— ：新設（実線部）範囲を示す

【再取付】x11箇所
：照明器具（40Wx1）を示す

【再取付】x1箇所
：照明器具（20Wx1）を示す

【新設】x5箇所
：天井点検口（450x450アルミ製）を示す

【既存のまま】
S ：煙感知器(露出型)を示す

【再取付】x2箇所
：差動式スポット型感知器を示す

【再取付】x2箇所
SP ：スピーカー(天井付)を示す

⊗ ：位置ボックス(天井付)を示す
（※外れている為、天井張替後再取付）

※木軸間仕切壁部分撤去箇所：LGS天井下地部分補修（W600幅）
（別図詳細図参照）

※仕上材（天井下地材は既存利用）
ロックウール化粧吸音板 t=9.0（直貼り）

令和８年度	工事番号・工事名	大洲農業高校畜産科教棟屋上防水改修工事	名　称	【改修後】２階天井伏図	A－16	S=1:200	愛媛県立大洲農業高等学校

一級建築士大臣登録　第188991号　松岡　邦吉

【 改修前 】

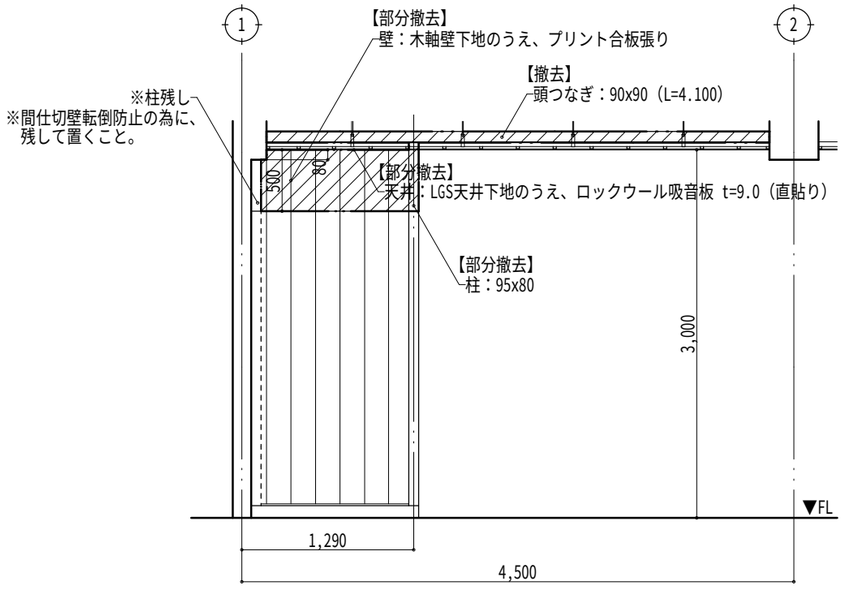

A部分詳細図　S=1:50

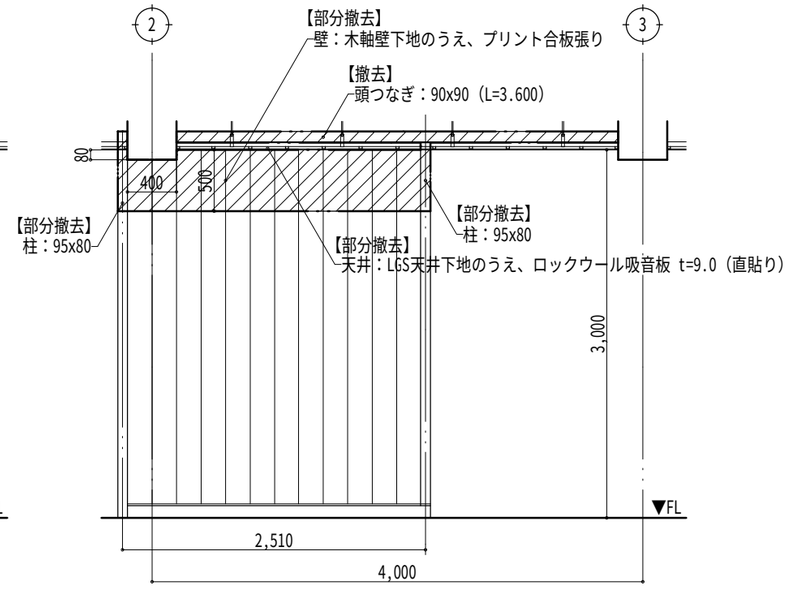

B部分詳細図　S=1:50

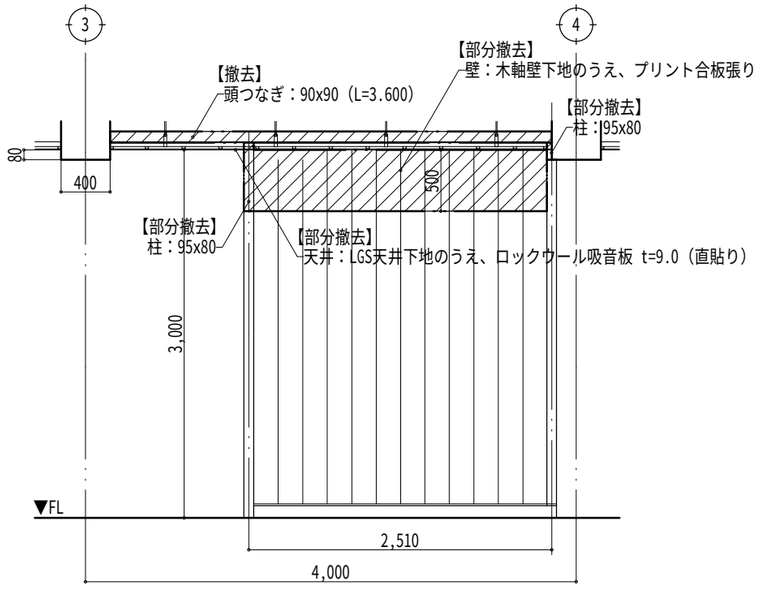

C部分詳細図　S=1:50

= 凡　例 =

：改修（撤去）範囲を示す

【 改修後 】

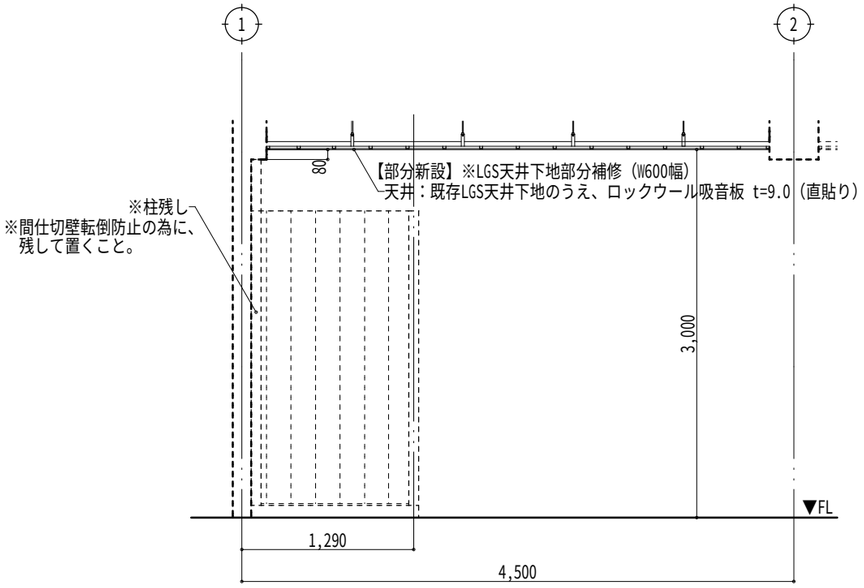

A部分詳細図　S=1:50

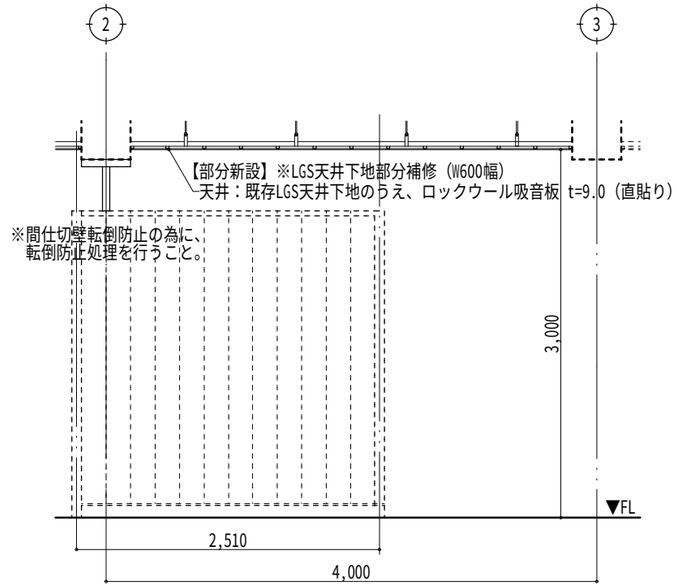

B部分詳細図　S=1:50

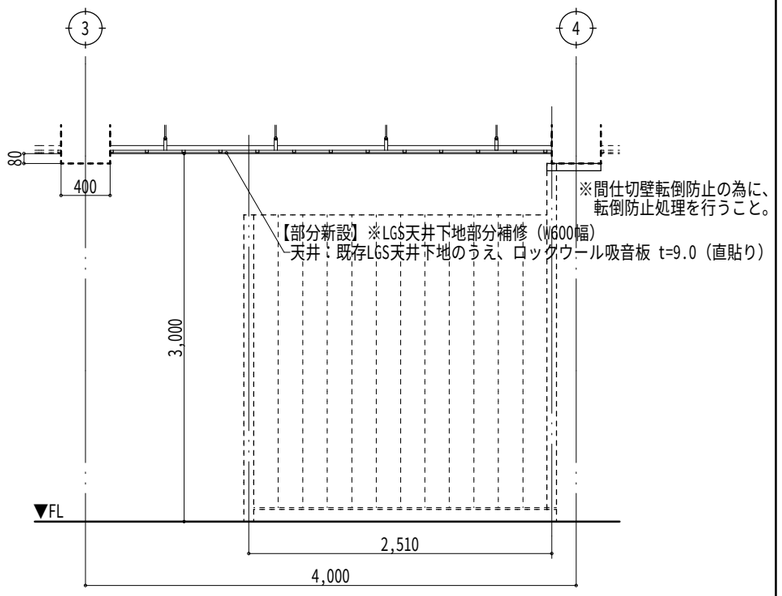

C部分詳細図　S=1:50

= 凡　例 =

：新設（実線部）範囲を示す

令和８年度	工事番号・工事名	大洲農業高校畜産科教棟屋上防水改修工事	名　称	【改修前・改修後】天井部分詳細図	A－１７	S=1:50	愛媛県立大洲農業高等学校

一級建築士大臣登録　第188991号　松岡　邦吉